



変 更 後	変 更 前
<p>1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針</p> <p>[1]久留米市の概要</p> <p>(1)略</p> <p>(2)略</p> <p>(3)略</p> <p>(4)略</p> <p>(5)略</p> <p>(6)中心市街地の概要</p> <p>1)中心市街地の都市軸</p> <p>本市の中心市街地は、JR久留米駅と西鉄久留米駅の2つの交通拠点を結ぶ骨格的な都市軸から形成している。</p> <p>都市軸は、JR久留米駅から市役所・商工会議所までの昭和通り、西鉄久留米駅から六ツ門までの業務機能が集積する明治通り、その間を結ぶ三本松通りで構成される。これらの幹線道路は、戦災復興土地地区画整理事業によって整備された都市施設である。</p> <p>JR久留米駅東口近辺では、都市軸に沿って、衣料をはじめとする卸売業が集積する問屋街、約700の飲食店が集積する文化街が立地している。一方、西鉄久留米駅から六ツ門までの延長約800mのアーケード街とその周辺には、多くの商業店舗が集積し、中心商店街を形成しており、明治通りには金融機関をはじめとする業務施設が集積している。</p>  <p>図 1-3 中心市街地の骨格(都市軸)</p> <p>2)略</p> <p>3)略</p> <p>(7)略</p> <p>[2]略</p> <p>[3]略</p> <p>[4]略</p> <p>[5]略</p> <p>[6]略</p>	<p>1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針</p> <p>[1]略</p> <p>(1)略</p> <p>(2)略</p> <p>(3)略</p> <p>(4)略</p> <p>(5)略</p> <p>(6)中心市街地の概要</p> <p>1)中心市街地の都市軸</p> <p>本市の中心市街地は、JR久留米駅と西鉄久留米駅の2つの交通拠点を結ぶ骨格的な都市軸から形成している。</p> <p>都市軸は、JR久留米駅から市役所・商工会議所までの昭和通り、西鉄久留米駅から六ツ門までの業務機能が集積する明治通り、その間を結ぶ三本松通りで構成される。これらの幹線道路は、戦災復興土地地区画整理事業によって整備された都市施設である。</p> <p>JR久留米駅東口近辺では、都市軸に沿って、衣料をはじめとする卸売業が集積する問屋街、約700の飲食店が集積する文化街が立地している。一方、西鉄久留米駅から六ツ門までの延長約800mのアーケード街とその周辺には、多くの商業店舗が集積し、中心商店街を形成しており、明治通りには金融機関をはじめとする業務施設が集積している。</p>  <p>図 1-3 中心市街地の骨格(都市軸)</p> <p>2)略</p> <p>3)略</p> <p>(7)略</p> <p>[2]略</p> <p>[3]略</p> <p>[4]略</p> <p>[5]略</p> <p>[6]略</p>

[7]久留米市中心市街地活性化基本計画の基本方針

(1)略

(2)市民ニーズからの方向付け

1)略

2)来街者調査結果からの方向づけ

来街者調査結果では、以前と比べて中心市街地内での行動範囲が狭くなっており、岩田屋久留米店を含む西鉄久留米駅周辺を中心とした動きや、六角堂広場周辺に限定した動きが多く、アーケード街を西から東まで巡る回遊は、ほとんど見られない状況となっている。

中心市街地における回遊性の向上を図るためには、六ツ門地区において新たに整備する久留米シティプラザの集客効果を活かした、地元商業者をはじめとするNPOや大学などの市民活動を行う団体と各施設が連携する賑わいづくりが必要と考えられる。

また、休日は「同伴者あり」が概ね6割と多く、平日は「1人」が概ね7割と多い。1人で来ても同伴者が一緒でも街を回遊する楽しさを作り出すことが求められるように、多様な来街者への対応が必要である。また、市民意識調査と比較して、街を回遊している人は自動車以外での来街が多いことから、公共交通機関の一層のサービス強化が求められる。

(3)略

(4)中心市街地活性化の基本方針

第1期基本計画の検証及び成果から、本市中心市街地の現状分析と課題等を踏まえて、下記のとおり、第2期基本計画のコンセプト及び基本方針を定める。

<コンセプト>

魅力あるイベントの開催や多様なサービスを求めて人が街に集まり、都市機能が集約され、歩いて生活が充足することができる生活の利便性が高く、多くの人暮らし続けることができる中心市街地をイメージする。

また、新たに整備される久留米シティプラザを中心に、ヒト・モノ・コトの交流と情報の発信から新たな価値が生まれ、街全体に賑わいが広がっていくような街をイメージし、第2期久留米市中心市街地活性化基本計画の基本コンセプトを次のとおり設定する。

街に集い、街に暮らし
新たな価値を生み出すまち
“久留米”

1)基本的な考え方

第2期基本計画では、第1期基本計画の総括や市民ニーズ、社会的な動向などを踏まえ、また、女性や子ども、高齢者などの視点を重視しながら、第1期基本計画に掲げる目標「賑わいの創出」、「多様なサービスの提供」、「定住の促進」を継続しつつ、さらに久留米シティプラザを核に生み出される新たな価値を加えることにより、さらなる中心市街地の活性化を目指し、三つの柱を基本方針として定める。

2)基本方針

<基本方針1>

市民交流の場を広げ、多彩な活動を促進する

(賑わいの創出)

[7]久留米市中心市街地活性化基本計画の基本方針

(1)略

(2)市民ニーズからの方向付け

1)略

2)来街者調査結果からの方向づけ

来街者調査結果では、以前と比べて中心市街地内での行動範囲が狭くなっており、岩田屋久留米店を含む西鉄久留米駅周辺を中心とした動きや、六角堂広場周辺に限定した動きが多く、アーケード街を西から東まで巡る回遊は、ほとんど見られない状況となっている。

中心市街地における回遊性の向上を図るためには、六ツ門地区において新たに整備する(仮称)久留米市総合都市プラザ(以下「総合都市プラザ」という。)の集客効果を活かした、地元商業者をはじめとするNPOや大学などの市民活動を行う団体と各施設が連携する賑わいづくりが必要と考えられる。

また、休日は「同伴者あり」が概ね6割と多く、平日は「1人」が概ね7割と多い。1人で来ても同伴者が一緒でも街を回遊する楽しさを作り出すことが求められるように、多様な来街者への対応が必要である。また、市民意識調査と比較して、街を回遊している人は自動車以外での来街が多いことから、公共交通機関の一層のサービス強化が求められる。

(3)略

(4)中心市街地活性化の基本方針

第1期基本計画の検証及び成果から、本市中心市街地の現状分析と課題等を踏まえて、下記のとおり、第2期基本計画のコンセプト及び基本方針を定める。

<コンセプト>

魅力あるイベントの開催や多様なサービスを求めて人が街に集まり、都市機能が集約され、歩いて生活が充足することができる生活の利便性が高く、多くの人暮らし続けることができる中心市街地をイメージする。

また、新たに整備される総合都市プラザを中心に、ヒト・モノ・コトの交流と情報の発信から新たな価値が生まれ、街全体に賑わいが広がっていくような街をイメージし、第2期久留米市中心市街地活性化基本計画の基本コンセプトを次のとおり設定する。

街に集い、街に暮らし
新たな価値を生み出すまち
“久留米”

1)基本的な考え方

第2期基本計画では、第1期基本計画の総括や市民ニーズ、社会的な動向などを踏まえ、また、女性や子ども、高齢者などの視点を重視しながら、第1期基本計画に掲げる目標「賑わいの創出」、「多様なサービスの提供」、「定住の促進」を継続しつつ、さらに総合都市プラザを核に生み出される新たな価値を加えることにより、さらなる中心市街地の活性化を目指し、三つの柱を基本方針として定める。

2)基本方針

<基本方針1>

市民交流の場を広げ、多彩な活動を促進する

(賑わいの創出)

新幹線久留米駅が開業し、また、「文化芸術振興の拠点」「広域交流促進の拠点」「賑わい交流の拠点」、「六ツ門地区の商業拠点」として、全天候型の街なか広場を併せ持った久留米シティプラザが整備されることから、他の街なかの様々な施設や空間も活用しながら、本市独自の資源を活用したイベントをはじめ、多様な主体による市民活動を促進し、季節や天候にかかわらず年間を通したヒト・モノ・コトの交流と情報の発信による賑わいづくりを目指す。

また、市民活動を行う多様な主体の有機的な連携を促進し、他にはない新たな賑わいの創出を目指す。

さらに、中心商店街による久留米シティプラザの開業を見据えた日常的な賑わいの仕組みづくり仕掛けづくりを支援していく。

<基本方針2>

日々の生活と賑わい活動に対応した多様なサービスを提供する

(多様なサービスの提供)

街なか居住の推進や久留米シティプラザの開業による集客効果を活かし、居住者や来街者のニーズを捉えた多様で魅力のある独自の商品やサービスの提供を中心商店街のエリア一体で取り組むことにより、街なかへの来街目的の拡大と、長い時間楽しく過ごすことが出来るまちを目指す。

また、空き店舗や空き地対策に合わせ、日常生活に欠かせない小売業など中心商店街に不足している業種の解消にも努めるとともに、新たな担い手を育成するために、女性や若手をはじめとした起業家支援や繁盛店づくりを支援していく。

さらには、子どもから高齢者まで全ての世代の人が安心して心地よく過ごせるコミュニティの役割を担った「人にやさしい商店街」づくりを推進し、その実現を目指す。

<基本方針3>

すべての世代が安全で快適に暮らせる環境を創出する

(定住の促進)

未だ中心市街地に点在する低・未利用地を有効活用した都市型住宅の供給や、商業、文化芸術、医療、福祉、生涯学習などの都市機能をさらに充実させ、あわせて地域コミュニティの活性化に取り組むことにより、魅力的で安全・快適な生活環境の創出を図り、街なか居住を引き続き促進していく。

また、JR・西鉄両久留米駅を結ぶ都市軸において魅力ある都市景観の形成を図るとともに、安全で快適な歩行空間と自転車利用環境の整備を進める。

さらに、高いポテンシャルを持つ公共交通の利便性を向上させることにより、誰もが暮らしやすい、暮らし続けていけるまちづくりを目指す。

3. 中心市街地の活性化の目標

[1]久留米市中心市街地活性化基本計画の目標

第2期基本計画では、第1期基本計画の総括や市民ニーズ、社会的な動向などを踏まえ、また、女性や子ども、高齢者などの視点を重視しながら、第1期基本計画に掲げる目標「賑わいの創出」、「多様なサービスの提供」、「定住の促進」を継続しつつ、さらに久留米シティプラザを核に生み出される新たな価値を加えることにより、さらなる中心市街地の活性化を目指すため、次の三つ柱を基本方針とし、具体的な目標を設定する。

新幹線久留米駅が開業し、また、「文化芸術振興の拠点」「広域交流促進の拠点」「賑わい交流の拠点」、「六ツ門地区の商業拠点」として、全天候型の街なか広場を併せ持った総合都市プラザが整備されることから、他の街なかの様々な施設や空間も活用しながら、本市独自の資源を活用したイベントをはじめ、多様な主体による市民活動を促進し、季節や天候にかかわらず年間を通したヒト・モノ・コトの交流と情報の発信による賑わいづくりを目指す。

また、市民活動を行う多様な主体の有機的な連携を促進し、他にはない新たな賑わいの創出を目指す。

さらに、中心商店街による都市プラザの開業を見据えた日常的な賑わいの仕組みづくり仕掛けづくりを支援していく。

<基本方針2>

日々の生活と賑わい活動に対応した多様なサービスを提供する

(多様なサービスの提供)

街なか居住の推進や都市プラザの開業による集客効果を活かし、居住者や来街者のニーズを捉えた多様で魅力のある独自の商品やサービスの提供を中心商店街のエリア一体で取り組むことにより、街なかへの来街目的の拡大と、長い時間楽しく過ごすことが出来るまちを目指す。

また、空き店舗や空き地対策に合わせ、日常生活に欠かせない小売業など中心商店街に不足している業種の解消にも努めるとともに、新たな担い手を育成するために、女性や若手をはじめとした起業家支援や繁盛店づくりを支援していく。

さらには、子どもから高齢者まで全ての世代の人が安心して心地よく過ごせるコミュニティの役割を担った「人にやさしい商店街」づくりを推進し、その実現を目指す。

<基本方針3>

すべての世代が安全で快適に暮らせる環境を創出する

(定住の促進)

未だ中心市街地に点在する低・未利用地を有効活用した都市型住宅の供給や、商業、文化芸術、医療、福祉、生涯学習などの都市機能をさらに充実させ、あわせて地域コミュニティの活性化に取り組むことにより、魅力的で安全・快適な生活環境の創出を図り、街なか居住を引き続き促進していく。

また、JR・西鉄両久留米駅を結ぶ都市軸において魅力ある都市景観の形成を図るとともに、安全で快適な歩行空間と自転車利用環境の整備を進める。

さらに、高いポテンシャルを持つ公共交通の利便性を向上させることにより、誰もが暮らしやすい、暮らし続けていけるまちづくりを目指す。

3. 中心市街地の活性化の目標

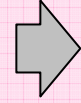
[1]久留米市中心市街地活性化基本計画の目標

第2期基本計画では、第1期基本計画の総括や市民ニーズ、社会的な動向などを踏まえ、また、女性や子ども、高齢者などの視点を重視しながら、第1期基本計画に掲げる目標「賑わいの創出」、「多様なサービスの提供」、「定住の促進」を継続しつつ、さらに総合都市プラザを核に生み出される新たな価値を加えることにより、さらなる中心市街地の活性化を目指すため、次の三つ柱を基本方針とし、具体的な目標を設定する。

＜基本コンセプト＞
街に集い、街に暮らし、新たな
価値を生み出すまち、“久留米”

＜基本方針 1＞

市民交流の場を広げ、多彩な活動を
促進する

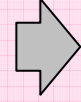


（目標 1）

来街者の増加と活発な市民活動に
よる賑わいのある街

＜基本方針 2＞

日々の生活と賑わい活動に対応し
た多様なサービスを提供する

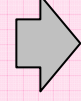


（目標 2）

心地よく多様なサービスを受ける
ことができる街

＜基本方針 3＞

すべての世代が安全で快適に暮
らせる環境を創出する



（目標 3）

快適な生活環境のもとで、暮らしや
すく住み続けたい街

[2] 計画期間の考え方

第2期基本計画の計画期間は、平成26年4月から、第2期基本計画の核事業である久留米シティプラザをはじめ、基本計画に位置づけた主要な事業への着手及び事業実施効果が発現すると考えられる平成31年3月までの5年間とする。

[3] 目標指標の設定の考え方

第2期基本計画は、第1期基本計画の3つの目標である「賑わいの創出」、「多様なサービスの提供」、「定住の促進」を継続することから、その目標の達成状況を的確に把握するため、各分野ごとに目標指標を設置する。

(1) 「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街」の目標指標の考え方

中心市街地への来街状況と市民活動による賑わいの状況を把握するため、下記の2つを目標指標とする。

1) 歩行者通行量の考え方

第2期基本計画の期間中に開業予定である久留米シティプラザや、これまでに整備された様々な施設、広場などを活用したイベントや市民活動による来街者の増加促進と回遊性の向上を図っていく。それらの進捗状況を把握するため中心市街地における『歩行者通行量』を目標指標とする。

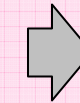
2) 交流施設の利用者数の考え方

久留米シティプラザや他の様々な施設・空間等を活用し、多様な主体による市民活動によって賑わいの創出を目指しており、各施設の利用状況を把握するため、中心市街地の『交流施設の利用者数』を目標指標とする。

＜基本コンセプト＞
街に集い、街に暮らし、新たな
価値を生み出すまち、“久留米”

＜基本方針 1＞

市民交流の場を広げ、多彩な活動を
促進する

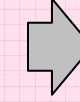


（目標 1）

来街者の増加と活発な市民活動に
よる賑わいのある街

＜基本方針 2＞

日々の生活と賑わい活動に対応し
た多様なサービスを提供する

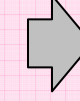


（目標 2）

心地よく多様なサービスを受ける
ことができる街

＜基本方針 3＞

すべての世代が安全で快適に暮
らせる環境を創出する



（目標 3）

快適な生活環境のもとで、暮らしや
すく住み続けたい街

[2] 計画期間の考え方

第2期基本計画の計画期間は、平成26年4月から、第2期基本計画の核事業である総合都市プラザをはじめ、基本計画に位置づけた主要な事業への着手及び事業実施効果が発現すると考えられる平成31年3月までの5年間とする。

[3] 目標指標の設定の考え方

第2期基本計画は、第1期基本計画の3つの目標である「賑わいの創出」、「多様なサービスの提供」、「定住の促進」を継続することから、その目標の達成状況を的確に把握するため、各分野ごとに目標指標を設置する。

(1) 「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街」の目標指標の考え方

中心市街地への来街状況と市民活動による賑わいの状況を把握するため、下記の2つを目標指標とする。

1) 歩行者通行量の考え方

第2期基本計画の期間中に開業予定である総合都市プラザや、これまでに整備された様々な施設、広場などを活用したイベントや市民活動による来街者の増加促進と回遊性の向上を図っていく。それらの進捗状況を把握するため中心市街地における『歩行者通行量』を目標指標とする。

2) 交流施設の利用者数の考え方

総合都市プラザや他の様々な施設・空間等を活用し、多様な主体による市民活動によって賑わいの創出を目指しており、各施設の利用状況を把握するため、中心市街地の『交流施設の利用者数』を目標指標とする。

- (2)略
- (3)略

[4]数値目標の設定

(1)目標1「賑わいの創出」に対する数値目標

(1)-1数値目標「歩行者通行量」

1)数値目標の設定

	現況数値 (基準年H24)	数値目標 (目標年H30)	増減
歩行者通行量 (平日・休日の平均)	35,680人	50,000人	14,320人の増加

基準年の中心市街地における主要10地点の歩行者通行量(平日・休日の平均)の合計は35,680人であるが、第1期計画期間(平成20年～平成24年)のトレンドから算出すると、目標年度の平成30年には32,595人まで減少する見通しとなっている。

第2期基本計画に位置づける各事業を実施することにより、中心市街地歩行者通行量の14,320人の増加を見込み50,000人の通行量を数値目標とする。

- (2)略
- (3)略

[4]数値目標の設定

(1)目標1「賑わいの創出」に対する数値目標

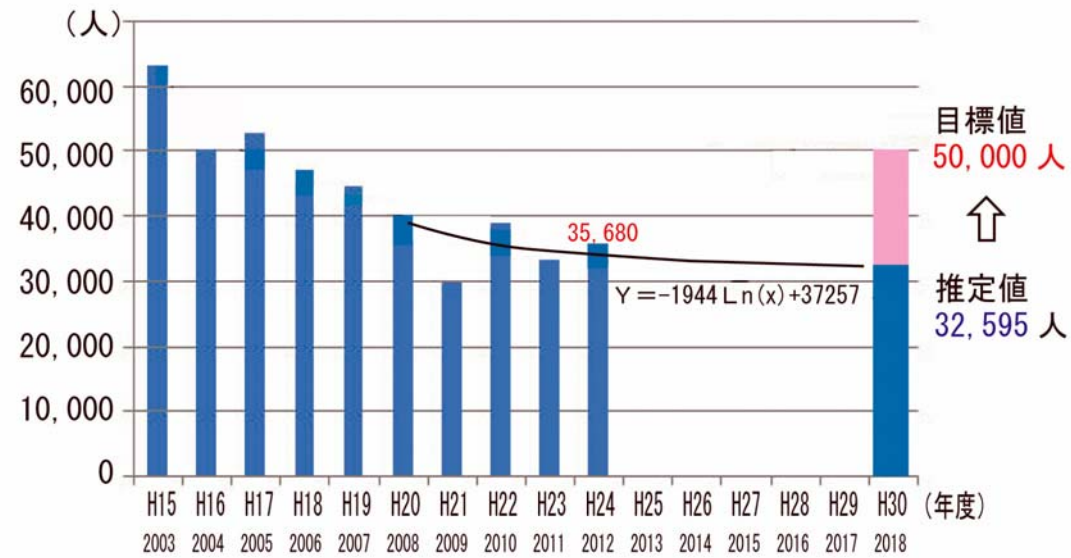
(1)-1数値目標「歩行者通行量」

1)数値目標の設定

	現況数値 (基準年H24)	数値目標 (目標年H30)	増減
歩行者通行量 (平日・休日の平均)	35,680人	50,000人	14,320人の増加

基準年の中心市街地における主要10地点の歩行者通行量(平日・休日の平均)の合計は35,680人であるが、第1期計画期間(平成20年～平成24年)のトレンドから算出すると、目標年度の平成30年には32,595人まで減少する見通しとなっている。

第2期基本計画に位置づける各事業を実施することにより、中心市街地歩行者通行量の14,320人の増加を見込み50,000人の通行量を数値目標とする。



《観測地点などの考え方》

西鉄久留米駅周辺・六ツ門地区は、金融機関をはじめとする業務施設や、現在整備を進めている久留米シティプラザや六ツ門図書館など都市福利施設が集約し、商業においても、これまで久留米広域商業の拠点としてリードしてきた地区である。2核1モール型の商業構造のなかに多くの商業店舗が集積しており、中心市街地のなかでも特に、重点的に「賑わいの創出」を図る必要がある地区であることから、第2期基本計画においても、西鉄久留米駅周辺から六ツ門地区の間で歩行者通行量の観測地点を設定する。

なお、第1期基本計画における歩行者通行量の数値目標の設定は、中心商店街アーケード(ほとめき通り)に沿った観測地点5地点の合計としていたが、明治通りにある金融機関などのサービス提供や、今回新たに整備を行う久留米シティプラザやシンボルロード整備事業等による来街者の増加や回遊性の向上を確認するために、第2期基本計画の数値目標の設定にあたっては、これまでの5地点に明治通り4地点と西鉄久留米駅東口の岩田屋久留米店付近の1地点を新たに観測地点に加えた10地点の合計とする。

また、第1期基本計画においては、休日の歩行者通行量を指標としていたが、日常的な賑わいを総合した指標とするため、平日と休日の歩行者通行量の平均値を数値目標とする。

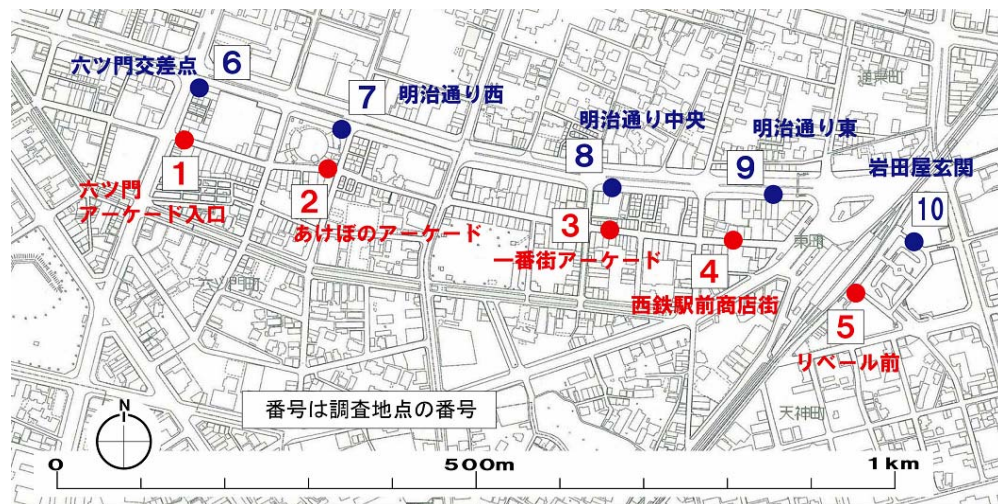
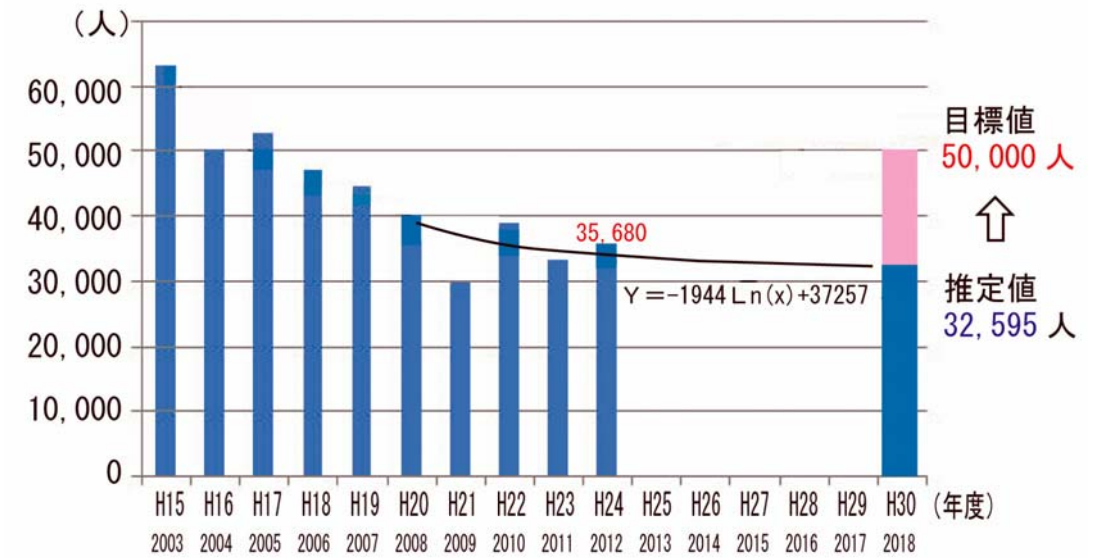


図 3-2 歩行者通行量調査地点



《観測地点などの考え方》

西鉄久留米駅周辺・六ツ門地区は、金融機関をはじめとする業務施設や、現在整備を進めている総合都市プラザや六ツ門図書館など都市福利施設が集約し、商業においても、これまで久留米広域商業の拠点としてリードしてきた地区である。2核1モール型の商業構造のなかに多くの商業店舗が集積しており、中心市街地のなかでも特に、重点的に「賑わいの創出」を図る必要がある地区であることから、第2期基本計画においても、西鉄久留米駅周辺から六ツ門地区の間で歩行者通行量の観測地点を設定する。

なお、第1期基本計画における歩行者通行量の数値目標の設定は、中心商店街アーケード(ほとめき通り)に沿った観測地点5地点の合計としていたが、明治通りにある金融機関などのサービス提供や、今回新たに整備を行う総合都市プラザやシンボルロード整備事業等による来街者の増加や回遊性の向上を確認するために、第2期基本計画の数値目標の設定にあたっては、これまでの5地点に明治通り4地点と西鉄久留米駅東口の岩田屋久留米店付近の1地点を新たに観測地点に加えた10地点の合計とする。

また、第1期基本計画においては、休日の歩行者通行量を指標としていたが、日常的な賑わいを総合した指標とするため、平日と休日の歩行者通行量の平均値を数値目標とする。

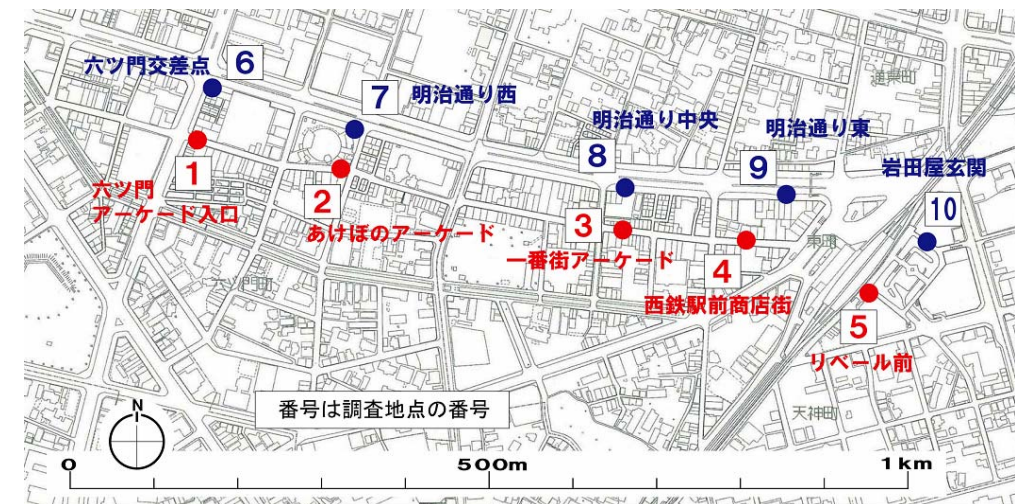


図 3-2 歩行者通行量調査地点

表 3-1 歩行者通行量の推移(10 地点)

調査地点	従来の主要5地点	新規加える5地点	(人/日)										
			H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年【基準年度】	H30年
1	●		4,014	3,572	4,806	2,831	2,523	2,163	1,214	3,840	2,472	2,805	
2	●		7,100	3,998	5,164	4,551	3,759	3,726	2,076	3,748	2,793	2,718	
3	●		10,092	6,492	6,421	5,099	4,248	3,841	2,927	3,381	3,311	3,539	
4	●		12,840	9,849	8,884	7,190	6,074	5,800	3,690	4,936	3,933	4,200	
5	●		6,003	4,704	4,683	4,570	5,618	4,788	4,307	4,307	3,885	4,200	
6		●	5,024	4,738	4,453	4,167	3,882	2,605	1,328	2,032	1,700	1,491	
7		●	1,775	1,832	1,889	1,947	2,004	1,476	948	1,840	1,184	1,049	
8		●	1,894	2,397	2,900	2,513	2,376	2,346	1,635	2,001	2,012	2,024	
9		●	3,144	3,215	3,285	3,356	3,426	2,870	2,314	3,454	3,142	3,208	
10		●	11,231	9,381	10,263	10,614	10,706	10,317	9,067	9,343	8,556	10,446	(トレンド)
合計			63,117	50,178	52,748	46,838	44,616	39,932	29,506	38,882	32,988	35,680	32,595

※平日、休日の平均

2)略

3)数値目標の達成見込み

表 3-2 数値目標の達成根拠

表 3-1 歩行者通行量の推移(10 地点)

調査地点	従来の主要5地点	新規加える5地点	(人/日)										
			H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年【基準年度】	H30年
1	●		4,014	3,572	4,806	2,831	2,523	2,163	1,214	3,840	2,472	2,805	
2	●		7,100	3,998	5,164	4,551	3,759	3,726	2,076	3,748	2,793	2,718	
3	●		10,092	6,492	6,421	5,099	4,248	3,841	2,927	3,381	3,311	3,539	
4	●		12,840	9,849	8,884	7,190	6,074	5,800	3,690	4,936	3,933	4,200	
5	●		6,003	4,704	4,683	4,570	5,618	4,788	4,307	4,307	3,885	4,200	
6		●	5,024	4,738	4,453	4,167	3,882	2,605	1,328	2,032	1,700	1,491	
7		●	1,775	1,832	1,889	1,947	2,004	1,476	948	1,840	1,184	1,049	
8		●	1,894	2,397	2,900	2,513	2,376	2,346	1,635	2,001	2,012	2,024	
9		●	3,144	3,215	3,285	3,356	3,426	2,870	2,314	3,454	3,142	3,208	
10		●	11,231	9,381	10,263	10,614	10,706	10,317	9,067	9,343	8,556	10,446	(トレンド)
合計			63,117	50,178	52,748	46,838	44,616	39,932	29,506	38,882	32,988	35,680	32,595

※平日、休日の平均

2)略

3)数値目標の達成見込み

表 3-2 数値目標の達成根拠

①久留米シティプラザ整備関連事業 ・六ツ門8番街地区第一種市街地再開発事業 ・六ツ門8・9番街地区暮らし・にぎわい再生事業(久留米シティプラザ事業) ・久留米シティプラザ開館記念等事業など		
集客の見込み	年間612,800人(1,679人/日)	
商業施設への集客	施設内に8店舗	8店×40人=320人/日
施設閉鎖による減少	六角堂広場・六角堂プラザ	(151,795+52,961)÷365=▲561人/日
	市民会館(電車、バス、徒歩自転車)	101,181×18.2%÷365=▲50人/日
通行量の増加への影響	1,679+320-561-50=1,388	
	1,388人×2回×3.0地点※	
調査地点全体(10地点)の通行量の増加数	8,328人	
②中心市街地活性化推進イベント事業		
集客増加の見込み	東町公園によるイベント(68,836人/年間)の20%増加 68,836÷365×20%=38人	
通行量の増加への影響	行き帰りの2回×3.0地点※ 38人×2回×3.0地点	
調査地点全体(10地点)の通行量の増加数	228人	
③中心市街地商店街空き店舗対策事業 ・まちなか起業家支援事業 ・中心市街地活性化協議会マネジメント事業など		
商店街への新たな回遊者の増加数	新規出店による店舗 74-8=66店舗 66店×10人/店=660人	
通行量の増加への影響	行き帰り2回×3.0地点※ 660人×2回×3.0地点	
調査地点全体(10地点)の通行量の増加数	3,960人	
④新世界地区(第2期工区)優良建築物等整備事業 ・銀座地区優良建築物等整備事業 ・地域優良賃貸住宅助成事業 ・民間の住宅整備事業		
商店街への新たな回遊者の増加数	新世界地区	92戸×2.00人/世帯×0.9×0.6(商店街への出入率)=99人
	銀座地区	83戸×2.00人/世帯×0.9×1.0(商店街への出入率)=149人
	地域優良賃貸	17戸×5年×2.00人/世帯×0.9×0.4(商店街への出入率)=61人
	民間住宅整備	150戸×5年×60%×2.00人/世帯×0.9×0.4(商店街への出入率)=324人
	99+149+61+324=633人	
通行量の増加への影響	行き帰り2回×3.0地点※ 633人×2回×3.0地点	
調査地点全体(10地点)の通行量の増加数	3,798人	
⑤西鉄久留米駅東口広場賑わい創出事業(活用多様化・広場環境の整備) ・西鉄久留米駅東口魅力ある商業の展開事業 ・西鉄久留米駅東口安全安心なまちづくり事業 ・We Love 久留米協議会の設立および活動の推進		
東口広場における歩行者増加	東口広場の通行量の10%増加	
観測地点No10	10,446人×10%=1,045人	
通行量の増加への影響	1,045人	
⑥シンボルロード整備事業 ・花とみどりの景観事業(くろめ花街道サポーター制度) ・中心市街地における景観形成推進事業		
明治通りの歩行者の増加	明治通りの通行量10%増加	
観測地点(No.6,7,8,9)	7,772人×10%=777人	
通行量の増加への影響	777人	
通行量増加見込の合計	①+②+③+④+⑤+⑥	
	18,136人	

※第1期基本計画の「休日歩行者通行量」の検証では、中心市街地への来街者1人当たりの回遊地点数は、片道平均2.7地点であったが、第2期基本計画では、来街者の回遊増加を10%見込み片道3.0地点とする。

①総合都市プラザ整備関連事業 ・六ツ門8番街地区第一種市街地再開発事業 ・六ツ門8・9番街地区暮らし・にぎわい再生事業((仮称)久留米市総合都市プラザ事業) ・(仮称)久留米市総合都市プラザ開館記念等事業など		
集客の見込み	年間612,800人(1,679人/日)	
商業施設への集客	施設内に8店舗	8店×40人=320人/日
施設閉鎖による減少	六角堂広場・六角堂プラザ	(151,795+52,961)÷365=▲561人/日
	市民会館(電車、バス、徒歩自転車)	101,181×18.2%÷365=▲50人/日
通行量の増加への影響	1,679+320-561-50=1,388	
	1,388人×2回×3.0地点※	
調査地点全体(10地点)の通行量の増加数	8,328人	
②中心市街地活性化推進イベント事業		
集客増加の見込み	東町公園によるイベント(68,836人/年間)の20%増加 68,836÷365×20%=38人	
通行量の増加への影響	行き帰りの2回×3.0地点※ 38人×2回×3.0地点	
調査地点全体(10地点)の通行量の増加数	228人	
③中心市街地商店街空き店舗対策事業 ・まちなか起業家支援事業 ・中心市街地活性化協議会マネジメント事業など		
商店街への新たな回遊者の増加数	新規出店による店舗 74-8=66店舗 66店×10人/店=660人	
通行量の増加への影響	行き帰り2回×3.0地点※ 660人×2回×3.0地点	
調査地点全体(10地点)の通行量の増加数	3,960人	
④新世界地区(第2期工区)優良建築物等整備事業 ・銀座地区優良建築物等整備事業 ・地域優良賃貸住宅助成事業 ・民間の住宅整備事業		
商店街への新たな回遊者の増加数	新世界地区	92戸×2.00人/世帯×0.9×0.6(商店街への出入率)=99人
	銀座地区	83戸×2.00人/世帯×0.9×1.0(商店街への出入率)=149人
	地域優良賃貸	17戸×5年×2.00人/世帯×0.9×0.4(商店街への出入率)=61人
	民間住宅整備	150戸×5年×60%×2.00人/世帯×0.9×0.4(商店街への出入率)=324人
	99+149+61+324=633人	
通行量の増加への影響	行き帰り2回×3.0地点※ 633人×2回×3.0地点	
調査地点全体(10地点)の通行量の増加数	3,798人	
⑤西鉄久留米駅東口広場賑わい創出事業(活用多様化・広場環境の整備) ・西鉄久留米駅東口魅力ある商業の展開事業 ・西鉄久留米駅東口安全安心なまちづくり事業 ・We Love 久留米協議会の設立および活動の推進		
東口広場における歩行者増加	東口広場の通行量の10%増加	
観測地点No10	10,446人×10%=1,045人	
通行量の増加への影響	1,045人	
⑥シンボルロード整備事業 ・花とみどりの景観事業(くろめ花街道サポーター制度) ・中心市街地における景観形成推進事業		
明治通りの歩行者の増加	明治通りの通行量10%増加	
観測地点(No.6,7,8,9)	7,772人×10%=777人	
通行量の増加への影響	777人	
通行量増加見込の合計	①+②+③+④+⑤+⑥	
	18,136人	

※第1期基本計画の「休日歩行者通行量」の検証では、中心市街地への来街者1人当たりの回遊地点数は、片道平均2.7地点であったが、第2期基本計画では、来街者の回遊増加を10%見込み片道3.0地点とする。

①久留米シティプラザ整備関連事業による通行量の増加

久留米シティプラザは、音楽を主目的にオペラやバレエ、ミュージカル等の各種演劇、大会や会議の各コンベンションにも対応した1,514席のメインホール(大劇場)や、399席のサブホール(中劇場)、リハーサル室(小劇場)、展示室、会議室、練習室などの他、多彩なイベントや市民活動に対応可能な全天候型の街なか広場を整備することから、年間612,800人の施設利用者が見込まれている。

$$612,800人 \div 365日 = 1,679人$$

同プラザ内には、新たな商業施設として、8店舗の出店が予定されており、来街者のニーズを捉えた商品の販売や魅力ある商店街により、新たな来客が見込まれている。

$$8店舗 \times 40人(店舗/日) = 320人$$

なお、同プラザの開業に伴い、六角堂広場、六角堂プラザ、市民会館が閉鎖することから、これらの施設利用者分を控除する。(平成24年度利用者数)

$$六角堂広場 \quad 151,795人(年間) \div 365 = 416人$$

$$六角堂プラザ \quad 52,961人(年間) \div 365 = 145人$$

$$市民会館 \quad 101,181人(年間) \times 18.2\% \div 365 = 50人$$

※市民会館は中心商店街から外れた場所に位置していることから、来館者の交通手段が電車、バス、徒歩自転車による利用者(18.2%)が中心商店街を回遊していたものと推計する。

$$合計 \quad 416人 + 145人 + 50人 = \blacktriangle 611人$$

$$1,679人 + 320人 - 611人 = 1,388人$$

$$1,388人 \times 2(行き帰り) \times 3.0地点 = 8,328人$$

※第1期基本計画の検証では、1人当たり片道2.7地点の回遊があったが、第2期基本計画では新たな事業の取り組みにより、回遊性の10%増加を見込み片道3.0地点とする。

以上の結果から、久留米シティプラザ整備関連事業により来街者が1,388人増加し、観測地点10地点での通行量増加は8,328人が見込まれる。

②中心市街地活性化推進イベント事業による通行量の増加

平成21年にリニューアルした東町公園のイベントには68,836人(年間)の集客があるが、第2期基本計画では、久留米シティプラザ開業と合わせたイベント開催日数の増加や、イベント内容の充実に取り組むことにより、20%の集客増加を見込んでいる。

$$68,836人 \div 365日 \times 20\% = 38人$$

$$38人 \times 2(行き帰り) \times 3.0地点 = 228人$$

※第1期基本計画の検証では、1人当たり片道2.7地点の回遊があったが、第2期基本計画では新たな事業の取り組みにより、回遊性の10%増加を見込み片道3.0地点とする。

以上の結果から、中心市街地活性化推進イベント事業により来街者が38人の増加し、観測地点10地点での通行量増加は228人が見込まれる。

③略

④略

⑤略

⑥略

(1)-2数値目標「交流施設の利用者数」

①総合都市プラザ整備関連事業による通行量の増加

総合都市プラザは、音楽を主目的にオペラやバレエ、ミュージカル等の各種演劇、大会や会議の各コンベンションにも対応した1,509席のメインホール(大劇場)や、399席のサブホール(中劇場)、リハーサル室(小劇場)、展示室、会議室、練習室などの他、多彩なイベントや市民活動に対応可能な全天候型の街なか広場を整備することから、年間612,800人の施設利用者が見込まれている。

$$612,800人 \div 365日 = 1,679人$$

同プラザ内には、新たな商業施設として、8店舗の出店が予定されており、来街者のニーズを捉えた商品の販売や魅力ある商店街により、新たな来客が見込まれている。

$$8店舗 \times 40人(店舗/日) = 320人$$

なお、同プラザの開業に伴い、六角堂広場、六角堂プラザ、市民会館が閉鎖することから、これらの施設利用者分を控除する。(平成24年度利用者数)

$$六角堂広場 \quad 151,795人(年間) \div 365 = 416人$$

$$六角堂プラザ \quad 52,961人(年間) \div 365 = 145人$$

$$市民会館 \quad 101,181人(年間) \times 18.2\% \div 365 = 50人$$

※市民会館は中心商店街から外れた場所に位置していることから、来館者の交通手段が電車、バス、徒歩自転車による利用者(18.2%)が中心商店街を回遊していたものと推計する。

$$合計 \quad 416人 + 145人 + 50人 = \blacktriangle 611人$$

$$1,679人 + 320人 - 611人 = 1,388人$$

$$1,388人 \times 2(行き帰り) \times 3.0地点 = 8,328人$$

※第1期基本計画の検証では、1人当たり片道2.7地点の回遊があったが、第2期基本計画では新たな事業の取り組みにより、回遊性の10%増加を見込み片道3.0地点とする。

以上の結果から、総合都市プラザ整備関連事業により来街者が1,388人増加し、観測地点10地点での通行量増加は8,328人が見込まれる。

②中心市街地活性化推進イベント事業による通行量の増加

平成21年にリニューアルした東町公園のイベントには68,836人(年間)の集客があるが、第2期基本計画では、総合都市プラザ開業と合わせたイベント開催日数の増加や、イベント内容の充実に取り組むことにより、20%の集客増加を見込んでいる。

$$68,836人 \div 365日 \times 20\% = 38人$$

$$38人 \times 2(行き帰り) \times 3.0地点 = 228人$$

※第1期基本計画の検証では、1人当たり片道2.7地点の回遊があったが、第2期基本計画では新たな事業の取り組みにより、回遊性の10%増加を見込み片道3.0地点とする。

以上の結果から、中心市街地活性化推進イベント事業により来街者が38人の増加し、観測地点10地点での通行量増加は228人が見込まれる。

③略

④略

⑤略

⑥略

(1)-2数値目標「交流施設の利用者数」

1) 数値目標の設定

	現況数値 (基準年 H24)	数値目標 (目標年 H30)	増減
交流施設の利用者数 (施設の年間利用者)	660,095 人	1,000,000 人	339,905 人の増加

文化芸術振興機能、コンベンション機能、街なかにぎわい交流機能、魅力ある商業機能など4つの機能を備えた久留米シティプラザは、音楽を主目的に各種演劇、大会や会議の各コンベンションにも対応した1,514席のメインホール(大劇場)や、399席のサブホール(中劇場)、リハーサル室(小劇場)、展示室、会議室、練習室などの他多彩なイベントや市民活動に対応可能な全天候型の街なか広場が整備されることから、年間612,800人の施設利用者が見込まれている。

また、久留米シティプラザ開業との相乗効果を最大限に活用するため、これまでに整備を行った、六ツ門図書館や市民活動サポートセンター(くるめりあ六ツ門)、一番街多目的ギャラリーなどの各施設を活用した市民活動への支援、各種市民団体や周辺商店街の連携を深めることにより、施設利用者の増加を図り、年間約 660,000 人の交流施設利用者数を約 340,000 人増加させる 1,000,000 人を数値目標とする。

《対象施設の考え方》

本市の中心商店街は、東の西鉄久留米駅周辺と西の六ツ門地区を2核として、この間を結ぶ商店街1モールにより構成され、これまで集客と賑わいを築いてきた。中心市街地のなかでも特に、重点的に賑わいの創出を図る必要がある地区であることから、商店街のなかに点在する公共交流施設や、第2期基本計画期間中に開業を予定している久留米シティプラザを対象施設とする。

なお、市民会館は、中心商店街には位置していないが、その機能を六ツ門地区に建設予定の久留米シティプラザに移転する予定であることから対象施設に加える。

- ①市民会館
 - ②六角堂広場
 - ③六角堂プラザ
 - ④六ツ門図書館(くるめりあ六ツ門内)
 - ⑤市民活動サポートセンター(くるめりあ六ツ門内)
 - ⑥児童センター(くるめりあ六ツ門内)
 - ⑦一番街多目的ギャラリー
 - ⑧一番街プラザ
 - ⑨子育て交流プラザくるるん(リペール内)
- } ⑩久留米シティプラザ

※ ①市民会館、②六角堂広場、③六角堂プラザはその機能を⑩の久留米シティプラザに引き継ぐ

1) 数値目標の設定

	現況数値 (基準年 H24)	数値目標 (目標年 H30)	増減
交流施設の利用者数 (施設の年間利用者)	660,095 人	1,000,000 人	339,905 人の増加

文化芸術振興機能、コンベンション機能、街なかにぎわい交流機能、魅力ある商業機能など4つの機能を備えた総合都市プラザは、音楽を主目的に各種演劇、大会や会議の各コンベンションにも対応した1,509席のメインホール(大劇場)や、399席のサブホール(中劇場)、リハーサル室(小劇場)、展示室、会議室、練習室などの他多彩なイベントや市民活動に対応可能な全天候型の街なか広場が整備されることから、年間612,800人の施設利用者が見込まれている。

また、総合都市プラザ開業との相乗効果を最大限に活用するため、これまでに整備を行った、六ツ門図書館や市民活動サポートセンター(くるめりあ六ツ門)、一番街多目的ギャラリーなどの各施設を活用した市民活動への支援、各種市民団体や周辺商店街の連携を深めることにより、施設利用者の増加を図り、年間約 660,000 人の交流施設利用者数を約 340,000 人増加させる 1,000,000 人を数値目標とする。

《対象施設の考え方》

本市の中心商店街は、東の西鉄久留米駅周辺と西の六ツ門地区を2核として、この間を結ぶ商店街1モールにより構成され、これまで集客と賑わいを築いてきた。中心市街地のなかでも特に、重点的に賑わいの創出を図る必要がある地区であることから、商店街のなかに点在する公共交流施設や、第2期基本計画期間中に開業を予定している総合都市プラザを対象施設とする。

なお、市民会館は、中心商店街には位置していないが、その機能を六ツ門地区に建設予定の都市プラザに移転する予定であることから対象施設に加える。

- ①市民会館
 - ②六角堂広場
 - ③六角堂プラザ
 - ④六ツ門図書館(くるめりあ六ツ門内)
 - ⑤市民活動サポートセンター(くるめりあ六ツ門内)
 - ⑥児童センター(くるめりあ六ツ門内)
 - ⑦一番街多目的ギャラリー
 - ⑧一番街プラザ
 - ⑨子育て交流プラザくるるん(リペール内)
- } ⑩総合都市プラザ

※ ①市民会館、②六角堂広場、③六角堂プラザはその機能を⑩の総合都市プラザに引き継ぐ

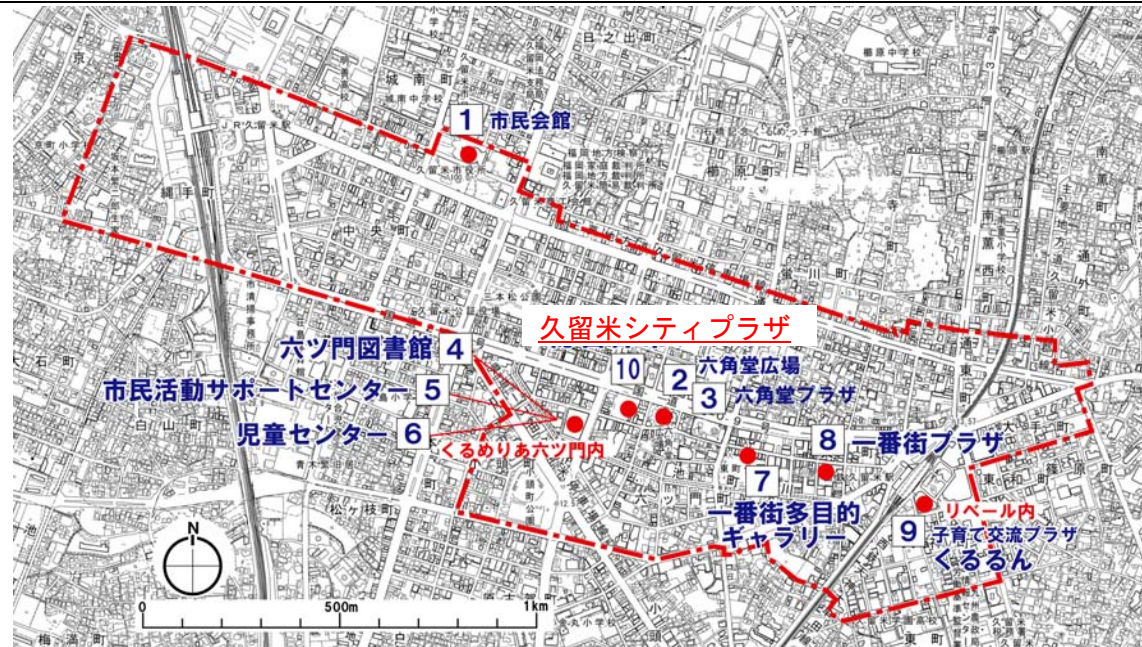


図 3-3 公共交流施設の位置

2) 数値目標の達成見込み

表 3-3 交流施設の利用者の現状と目標設定

(単位:人)

施設名称	平成24年 【基準年度】	平成30年 【目標年度】	目標値の考え方	算式
久留米シティプラザ整備関連事業 ・六ツ門8番街地区第一種市街地再開発事業 ・六ツ門8・9番街地区暮らし・にぎわい再生事業(久留米シティプラザ事業) ・久留米シティプラザ開館記念等事業など				
① 市民会館	101,181			
② 六角堂広場	151,795			
③ 六角堂プラザ	52,961			
A ①～③小計	305,937			
⑩ 久留米シティプラザ		612,800	「総合都市プラザ整備計画」の施設利用者の見込みより	
新世界地区(第2期工区)優良建築物等整備事業 ・銀座地区優良建築物等整備事業 ・地域優良賃貸住宅助成事業 ・民間の住宅整備事業				
④ 六ツ門図書館	195,831	210,600	各事業効果による歩行者通行量の増加の10%と、新たな街なか居住者の20%が毎週図書館の利用を行う	$15,051 \times 10\% = 1,505$ 人 $1,278 \times 20\% \times 52 \text{週} = 13,291$ 人 $195,831 + 1,505 + 13,291 = 210,627$ 人
⑤ 市民活動サポートセンター	39,894	41,600	各事業効果による歩行者通行量の増加の10%と、新たな街なか居住者の20%が施設利用を図る	$15,051 \times 10\% = 1,505$ 人 $1,278 \times 20\% = 255$ 人 $39,894 + 1,505 + 255 = 41,654$ 人
⑥ 児童センター	47,637	51,300	街なか居住の子ども(14歳以下)のうち、20%が毎週1回児童センターを利用し、親の付き添いを1名とする(子どもの割合14%)	$1,278 \times 14\% \times 20\% \times 52 \text{週} \times 2 = 3,721$ 人 $47,637 + 3,721 = 51,358$ 人
⑦ 一番街多目的ギャラリー	14,616	16,300	各事業効果による歩行者通行量の増加の10%と、新たな街なか居住者の20%が施設利用を図る	$15,051 \times 10\% = 1,505$ 人 $1,278 \times 20\% = 255$ 人 $14,616 + 1,505 + 255 = 16,376$ 人
⑧ 一番街プラザ	12,118	13,800	各事業効果による歩行者通行量の増加の10%と、新たな街なか居住者の20%が施設利用を図る	$15,051 \times 10\% = 1,505$ 人 $1,278 \times 20\% = 255$ 人 $12,118 + 1,505 + 255 = 13,878$ 人
⑨ 子育て交流プラザくるん	44,062	54,000	くるめ子ども・子育てプラン[久留米市次世代育成支援行動計画]子育て交流プラザ[くるん]利用者数の数値目標の達成を図る	
B ④～⑨小計	354,158	387,600	【歩行者通行量の増加】 $50,731 - 35,680 = 15,051$ 人 【街なか居住人口の増加】 $16,064 - 14,786 = 1,278$ 人	
合計 A+B	660,095	1,000,400	51.6% (340,305人)増	

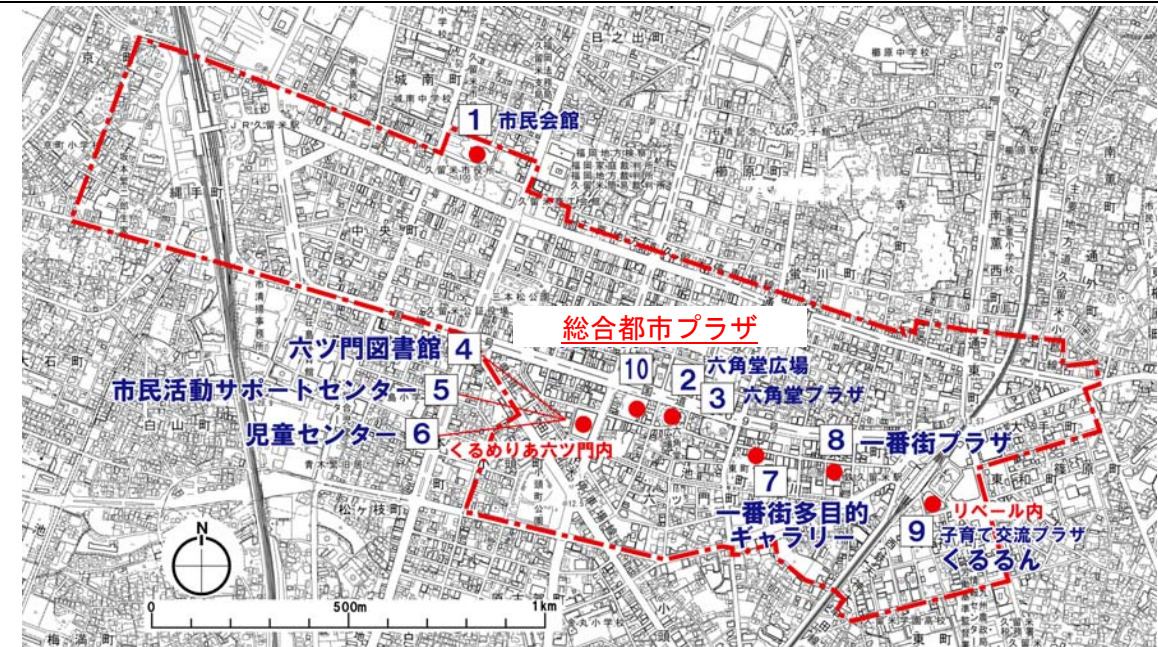


図 3-3 公共交流施設の位置

2) 数値目標の達成見込み

表 3-3 交流施設の利用者の現状と目標設定

施設名称	平成24年 【基準年度】	平成30年 【目標年度】	目標値の考え方	算式
総合都市プラザ整備関連事業 ・六ツ門8番街地区第一種市街地再開発事業 ・六ツ門8・9番街地区暮らし・にぎわい再生事業(仮称)久留米市総合都市プラザ事業) ・(仮称)久留米市総合都市プラザ開館記念等事業など				
① 市民会館	101,181			
② 六角堂広場	151,795			
③ 六角堂プラザ	52,961			
A ①～③小計	305,937			
⑩ 総合都市プラザ		612,800	「総合都市プラザ整備計画」の施設利用者の見込みより	
新世界地区(第2期工区)優良建築物等整備事業 ・銀座地区優良建築物等整備事業 ・地域優良賃貸住宅助成事業 ・民間の住宅整備事業				
④ 六ツ門図書館	195,831	210,600	各事業効果による歩行者通行量の増加の10%と、新たな街なか居住者の20%が毎週図書館の利用を行う	$15,051 \times 10\% = 1,505$ 人 $1,278 \times 20\% \times 52 \text{週} = 13,291$ 人 $195,831 + 1,505 + 13,291 = 210,627$ 人
⑤ 市民活動サポートセンター	39,894	41,600	各事業効果による歩行者通行量の増加の10%と、新たな街なか居住者の20%が施設利用を図る	$15,051 \times 10\% = 1,505$ 人 $1,278 \times 20\% = 255$ 人 $39,894 + 1,505 + 255 = 41,654$ 人
⑥ 児童センター	47,637	51,300	街なか居住の子ども(14歳以下)のうち、20%が毎週1回児童センターを利用し、親の付き添いを1名とする(子どもの割合14%)	$1,278 \times 14\% \times 20\% \times 52 \text{週} \times 2 = 3,721$ 人 $47,637 + 3,721 = 51,358$ 人
⑦ 一番街多目的ギャラリー	14,616	16,300	各事業効果による歩行者通行量の増加の10%と、新たな街なか居住者の20%が施設利用を図る	$15,051 \times 10\% = 1,505$ 人 $1,278 \times 20\% = 255$ 人 $14,616 + 1,505 + 255 = 16,376$ 人
⑧ 一番街プラザ	12,118	13,800	各事業効果による歩行者通行量の増加の10%と、新たな街なか居住者の20%が施設利用を図る	$15,051 \times 10\% = 1,505$ 人 $1,278 \times 20\% = 255$ 人 $12,118 + 1,505 + 255 = 13,878$ 人
⑨ 子育て交流プラザくるん	44,062	54,000	くるめ子ども・子育てプラン[久留米市次世代育成支援行動計画]子育て交流プラザ[くるん]利用者数の数値目標の達成を図る	
B ④～⑨小計	354,158	387,600	【歩行者通行量の増加】 $50,731 - 35,680 = 15,051$ 人 【街なか居住人口の増加】 $16,064 - 14,786 = 1,278$ 人	
合計 A+B	660,095	1,000,400	51.6% (340,305人)増	

○久留米シティプラザ整備関連事業による施設利用者の増加

①市民会館 ②六角堂広場 ③六ツ門プラザ → ⑩久留米シティプラザ

上記 3 施設は、⑩久留米シティプラザに機能移転されることにより、施設利用者が年間 612,800 人見込まれていることから、612,800 人を目標値とする。

○街なか居住者や歩行者通行量の増加による施設利用者の増加

- ④略
- ⑤略
- ⑥略
- ⑦略
- ⑧略
- ⑨略

(2) 目標2「多様なサービスの提供」に対する数値目標

(2) - 1 数値目標「空き店舗率」

1) 数値目標の設定

	現況数値 (基準年 H24)	数値目標 (目標年 H30)	増減
空き店舗率	19.9%	14.0%	5.9%改善

西鉄久留米駅周辺・六ツ門地区に位置する中心商店街は2核1モールで構成され、約800mの間に多くの商業店舗が集積しており、第1期基本計画では、このモール内の10商店街の店舗を対象として、空き店舗の解消に取り組んできたが、空き店舗率の数値目標とした15%の達成まで至っていない。

第2期基本計画の空き店舗率の数値目標については、第1期基本計画の取り組みを継続するとともに、計画期間中に久留米シティプラザが開業し、プラザ施設内商業施設への出店や開業効果による周辺商店街への新たな出店が見込まれていることから、第1期基本計画の目標より高い14.0%(5.9%改善)を数値目標とする。

○総合都市プラザ整備関連事業による施設利用者の増加

①市民会館 ②六角堂広場 ③六ツ門プラザ → ⑩総合都市プラザ

上記 3 施設は、⑩総合都市プラザに機能移転されることにより、施設利用者が年間 612,800 人見込まれていることから、612,800 人を目標値とする。

○街なか居住者や歩行者通行量の増加による施設利用者の増加

- ④略
- ⑤略
- ⑥略
- ⑦略
- ⑧略
- ⑨略

(2) 目標2「多様なサービスの提供」に対する数値目標

(2) - 1 数値目標「空き店舗率」

1) 数値目標の設定

	現況数値 (基準年 H24)	数値目標 (目標年 H30)	増減
空き店舗率	19.9%	14.0%	5.9%改善

西鉄久留米駅周辺・六ツ門地区に位置する中心商店街は2核1モールで構成され、約800mの間に多くの商業店舗が集積しており、第1期基本計画では、このモール内の10商店街の店舗を対象として、空き店舗の解消に取り組んできたが、空き店舗率の数値目標とした15%の達成まで至っていない。

第2期基本計画の空き店舗率の数値目標については、第1期基本計画の取り組みを継続するとともに、計画期間中に総合都市プラザが開業し、プラザ施設内商業施設への出店や開業効果による周辺商店街への新たな出店が見込まれていることから、第1期基本計画の目標より高い14.0%(5.9%改善)を数値目標とする。

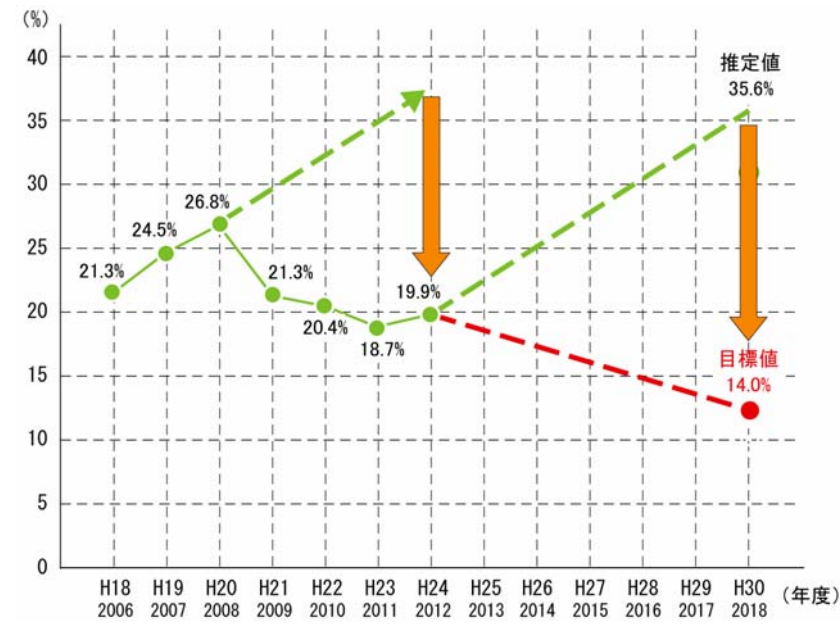


図 3-4 空き店舗率の目標設定

2)略

3)空き店舗率の推定値(トレンド)

第2期基本計画による中心市街地商店街空き店舗対策事業を行わない場合、総店舗数、空き店舗数のトレンドの推定値から、空き店舗率を推計する。

$$118 \text{ 店舗(空き店舗数の推定値)} \div 331 \text{ 店舗(総店舗数の推定値)} = 35.6\%$$

平成 30 年度の空き店舗率の推計値(トレンド) 35.6%

表 3-6 空き店舗率の推定値

	平成 24 年度実績値	期間中の増減	平成 30 年度推計値
総店舗数	336 店	△5 店	331 店
空き店舗数	67 店	+51 店	118 店
空き店舗率	19.9%	—	35.6%

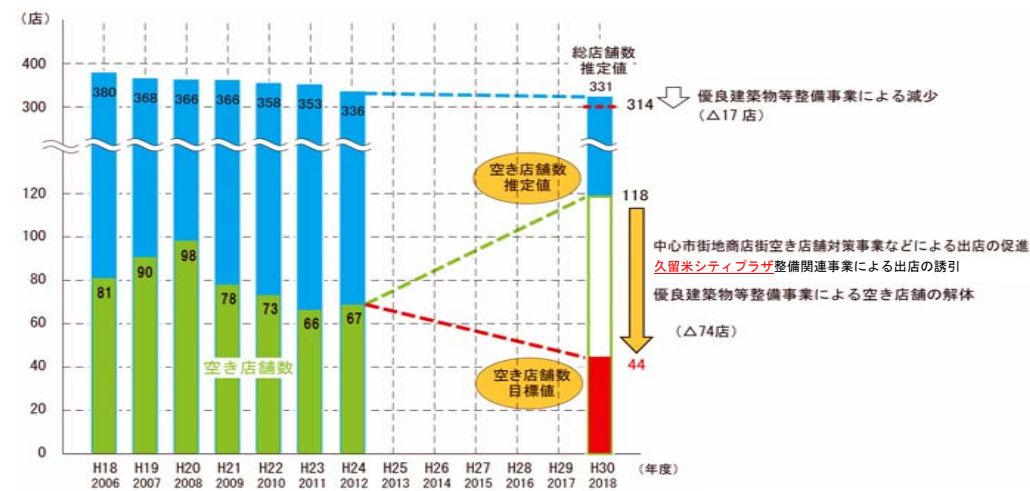


図 3-6 空き店舗率の達成目標の設定

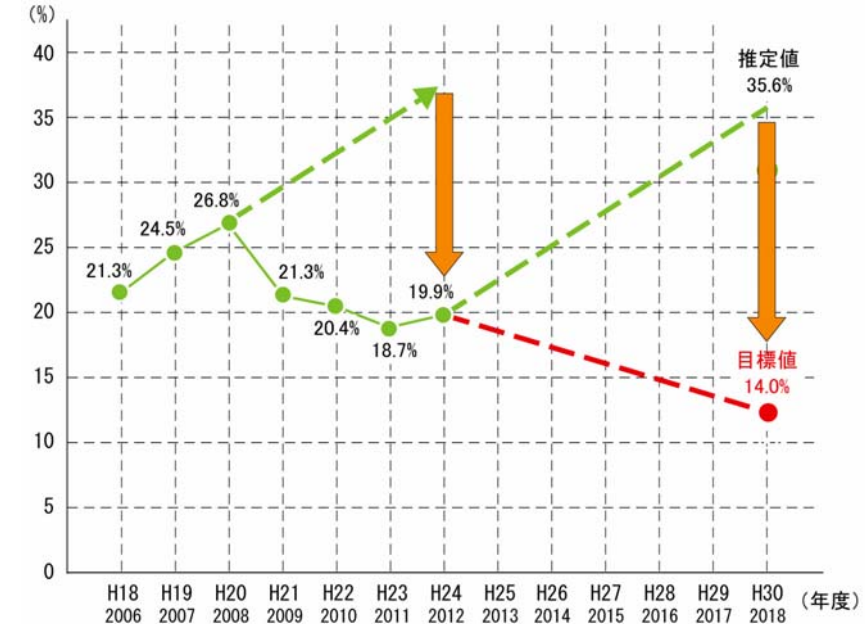


図 3-4 空き店舗率の目標設定

2)略

3)空き店舗率の推定値(トレンド)

第2期基本計画による中心市街地商店街空き店舗対策事業を行わない場合、総店舗数、空き店舗数のトレンドの推定値から、空き店舗率を推計する。

$$118 \text{ 店舗(空き店舗数の推定値)} \div 331 \text{ 店舗(総店舗数の推定値)} = 35.6\%$$

平成 30 年度の空き店舗率の推計値(トレンド) 35.6%

表 3-6 空き店舗率の推定値

	平成 24 年度実績値	期間中の増減	平成 30 年度推計値
総店舗数	336 店	△5 店	331 店
空き店舗数	67 店	+51 店	118 店
空き店舗率	19.9%	—	35.6%

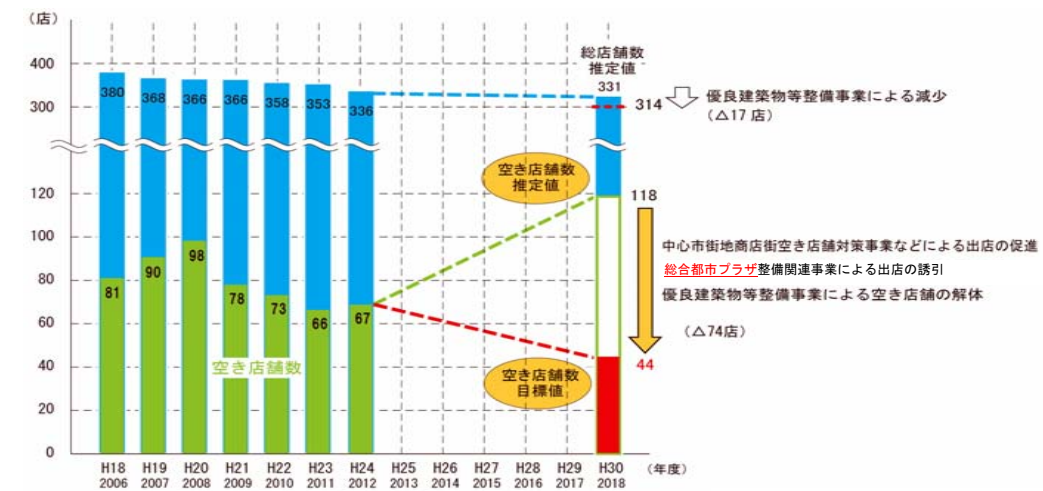


図 3-6 空き店舗率の達成目標の設定

4) 数値目標の達成見込み

- ①略
- ②略

③久留米シティプラザ整備関連事業による効果

第2期基本計画期間中、六ツ門地区に久留米シティプラザが開業することから、施設利用者が年間61万人見込まれ、商店街などの歩行者通行量が1.4倍に増える(P73参照)ことから、周辺商店街(六ツ門商店街、あけぼの商店街、二番街商店街)への空き店舗を活用した出店が促進され、削減数 6店舗(3商店街×2店舗=6店舗)見込む。

また、久留米シティプラザ内に商業施設 8店舗出店が見込まれている。

- ④略
- ⑤略

表 3-7 目標達成の根拠

効果項目		総店舗数	空き店舗数
①	中心市街地商店街空き店舗対策事業による出店の促進		△54 店舗
②	まちなか起業家支援事業による効果		△7 店舗
③	久留米シティプラザ整備関連事業による効果 ・六ツ門 8 番街区第一種市街地再開発事業 ・六ツ門 8・9 番街区暮らし・にぎわい再生事業 (久留米シティプラザ事業) ・久留米シティプラザ開館記念等事業など	8 店舗	△6 店舗
④	新世界地区(第2期工区)優良建築物等整備事業による効果	△3 店舗	△1 店舗
⑤	銀座地区優良建築物等整備事業による効果	△22 店舗	△6 店舗
合計		△17 店舗	△74 店舗

平成30年度の総店舗数の推計値331店-17店=314店
 平成30年度の空き店舗数の推計値118店-74店=44店
 空き店舗推計値44店÷総店舗数推計値314件=14.0%
 以上の試算から、目標値14.0%の達成が見込まれる。

- (3)略
- [5]略

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1]市街地の整備課以前の必要性

(1)これまでの取り組みと現状分析

JR久留米駅周辺は、第1期基本計画の最重要事業であった九州新幹線開業に合わせ、駅周辺整備がほぼ完了し、東西の駅前広場や東西自由通路によって交通結節機能が飛躍的に向上し、駅の利便性向上が図られた。また、駅前の街区においては、市街地再開発事業によって、土地の高度利用と良好な住宅の供給が図られた。

六ツ門地区においては、優良建築物等整備事業による市街地環境の整備と合わせ都市型住宅 158 戸の供給が行われ、平成 17 年より空きビルとなっていた旧六ツ門プラザビルを、商業を中心に公益施設を導入した複合ビル「くるめりあ

4) 数値目標の達成見込み

- ①略
- ②略

③総合都市プラザ整備関連事業による効果

第2期基本計画期間中、六ツ門地区に総合都市プラザが開業することから、施設利用者が年間61万人見込まれ、商店街などの歩行者通行量が1.4倍に増える(P73参照)ことから、周辺商店街(六ツ門商店街、あけぼの商店街、二番街商店街)への空き店舗を活用した出店が促進され、削減数 6店舗(3商店街×2店舗=6店舗)見込む。

また、総合都市プラザ内に商業施設 8店舗出店が見込まれている。

- ④略
- ⑤略

表 3-7 目標達成の根拠

効果項目		総店舗数	空き店舗数
①	中心市街地商店街空き店舗対策事業による出店の促進		△54 店舗
②	まちなか起業家支援事業による効果		△7 店舗
③	総合都市プラザ整備関連事業による効果 ・六ツ門 8 番街区第一種市街地再開発事業 ・六ツ門 8・9 番街区暮らし・にぎわい再生事業 ((仮称)久留米市総合都市プラザ事業) ・(仮称)久留米市総合都市プラザ開館記念等事業など	8 店舗	△6 店舗
④	新世界地区(第2期工区)優良建築物等整備事業による効果	△3 店舗	△1 店舗
⑤	銀座地区優良建築物等整備事業による効果	△22 店舗	△6 店舗
合計		△17 店舗	△74 店舗

平成30年度の総店舗数の推計値331店-17店=314店
 平成30年度の空き店舗数の推計値118店-74店=44店
 空き店舗推計値44店÷総店舗数推計値314件=14.0%
 以上の試算から、目標値14.0%の達成が見込まれる。

- (3)略
- [5]略

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1]市街地の整備課以前の必要性

(1)これまでの取り組みと現状分析

JR久留米駅周辺は、第1期基本計画の最重要事業であった九州新幹線開業に合わせ、駅周辺整備がほぼ完了し、東西の駅前広場や東西自由通路によって交通結節機能が飛躍的に向上し、駅の利便性向上が図られた。また、駅前の街区においては、市街地再開発事業によって、土地の高度利用と良好な住宅の供給が図られた。

六ツ門地区においては、優良建築物等整備事業による市街地環境の整備と合わせ都市型住宅 158 戸の供給が行われ、平成 17 年より空きビルとなっていた旧六ツ門プラザビルを、商業を中心に公益施設を導入した複合ビル「くるめりあ

六ツ門」として再生を図るとともに現在では、久留米井筒屋撤退後空地となっていた街区を中心に、**久留米シティプラザ**整備事業に着手しており、県南の中核都市としての求心力を象徴する核施設として、文化芸術の振興と賑わい・交流の創出のために精力的に事業を推進している。

しかし、JR久留米駅周辺の一部街区においては、土地の高度利用や都市機能の更新が残されていることや、また、西鉄久留米駅周辺においても、同駅の駅舎のバリアフリー化やペDESTリアンデッキの一部改築を行ったが、施設全体に老朽化が目立っており、駅前広場が十分に活用されていない状況にある。

さらに、本市の中心市街地には、戦後の自由市場として建築された木造家屋が老朽化し密集した区域が点在するなど、環境改善や防災機能の面で十分な整備が進んでいるとは言いがたい状況であり、市街地としての更なる整備改善が求められている。

(2)市街地の整備の必要性

中心市街地の整備にあたっては、都市発展の主軸をこれまでの経済性、効率性を追求した拡大成長型の都市づくりから、生活空間としての都市の形成へ移行していくために、都市機能の充実、中長期的な人口減少社会を見据えたコンパクトな都市づくりを進め、街なか居住の促進や賑わいの都市空間の形成を図っていくことが必要である。

第1期基本計画期間中において、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業により、狭小宅地の解消や土地の高度利用が一定進んでいるが、近年は空き地も増加傾向にあるなど、低・未利用地の対策・整備を進め、中心市街地の活性化に向けた将来像について、検討を行っていく必要がある。

特に、JR久留米駅前においては、新幹線駅前に相応しい土地の高度利用と都市機能の更新を目的として、地元権利者からなる準備組合と行政が一体となって安全・安心で良好な街づくりを促進することが必要とされている。

「文化芸術振興の拠点機能」やコンベンションなど「広域交流促進の拠点機能」、街なかの「賑わい交流拠点機能」、六ツ門地区の「商業拠点機能」の4つの拠点機能を持つ、**久留米シティプラザ**整備を第2期基本計画の重要事業として位置付け、県南の中核都市としての求心力を象徴する施設として、来街者の増加と回遊性の向上を図るため、確実に事業進捗を図る必要がある。

また、再開発事業などの街なか居住の促進と合わせ、歩行空間のバリアフリー化や自転車利用環境の改善、公共交通の利便性の向上を図っていくことにより、過度に自動車に依存しない歩いて暮らせるコンパクトな都市づくりを進めていく必要がある。



久留米シティプラザイメージ図

六ツ門」として再生を図るとともに現在では、久留米井筒屋撤退後空地となっていた街区を中心に、**都市プラザ**整備事業に着手しており、県南の中核都市としての求心力を象徴する核施設として、文化芸術の振興と賑わい・交流の創出のために精力的に事業を推進している。

しかし、JR久留米駅周辺の一部街区においては、土地の高度利用や都市機能の更新が残されていることや、また、西鉄久留米駅周辺においても、同駅の駅舎のバリアフリー化やペDESTリアンデッキの一部改築を行ったが、施設全体に老朽化が目立っており、駅前広場が十分に活用されていない状況にある。

さらに、本市の中心市街地には、戦後の自由市場として建築された木造家屋が老朽化し密集した区域が点在するなど、環境改善や防災機能の面で十分な整備が進んでいるとは言いがたい状況であり、市街地としての更なる整備改善が求められている。

(2)市街地の整備の必要性

中心市街地の整備にあたっては、都市発展の主軸をこれまでの経済性、効率性を追求した拡大成長型の都市づくりから、生活空間としての都市の形成へ移行していくために、都市機能の充実、中長期的な人口減少社会を見据えたコンパクトな都市づくりを進め、街なか居住の促進や賑わいの都市空間の形成を図っていくことが必要である。

第1期基本計画期間中において、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業により、狭小宅地の解消や土地の高度利用が一定進んでいるが、近年は空き地も増加傾向にあるなど、低・未利用地の対策・整備を進め、中心市街地の活性化に向けた将来像について、検討を行っていく必要がある。

特に、JR久留米駅前においては、新幹線駅前に相応しい土地の高度利用と都市機能の更新を目的として、地元権利者からなる準備組合と行政が一体となって安全・安心で良好な街づくりを促進することが必要とされている。

「文化芸術振興の拠点機能」やコンベンションなど「広域交流促進の拠点機能」、街なかの「賑わい交流拠点機能」、六ツ門地区の「商業拠点機能」の4つの拠点機能を持つ、**総合都市プラザ**整備を第2期基本計画の重要事業として位置付け、県南の中核都市としての求心力を象徴する施設として、来街者の増加と回遊性の向上を図るため、確実に事業進捗を図る必要がある。

また、再開発事業などの街なか居住の促進と合わせ、歩行空間のバリアフリー化や自転車利用環境の改善、公共交通の利便性の向上を図っていくことにより、過度に自動車に依存しない歩いて暮らせるコンパクトな都市づくりを進めていく必要がある。



(仮称) 久留米市総合都市プラザイメージ図

(3)略					(3)略				
[2]具体的事業の内容					[2]具体的事業の内容				
(1)略					(1)略				
(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業					(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 シンボルロード整備事業 【事業内容】 歩行空間整備、自転車利用環境整備、バス停の高規格化、緑化等 【実施時期】 H26～H30	国土交通省、福岡県、久留米市	○位置づけ 中心市街地に位置する2つの交通拠点であるJR久留米駅と西鉄久留米駅の間は、本市の顔となる約2kmの幹線道路でつながっている。道路沿いには、商業・業務・生活支援施設などが集積しており、この中心市街地の骨格となる都市軸を「くるめシンボルロード」として、安全性・快適性を高める移動空間整備、並びに通りの個性や魅力を向上させるための整備を行う。 ○必要性 都市軸のほぼ中央に、新たに広域交流施設となる久留米シティプラザが整備されることから、それと連動して当該事業を実施することにより来街者の増加や回遊性の向上が期待できる。 この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(久留米市中心市街地地区)) 【実施時期】 H26～H30	地図番号 1	【事業名】 シンボルロード整備事業 【事業内容】 歩行空間整備、自転車利用環境整備、バス停の高規格化、緑化等 【実施時期】 H26～H30	国土交通省、福岡県、久留米市	○位置づけ 中心市街地に位置する2つの交通拠点であるJR久留米駅と西鉄久留米駅の間は、本市の顔となる約2kmの幹線道路でつながっている。道路沿いには、商業・業務・生活支援施設などが集積しており、この中心市街地の骨格となる都市軸を「くるめシンボルロード」として、安全性・快適性を高める移動空間整備、並びに通りの個性や魅力を向上させるための整備を行う。 ○必要性 都市軸のほぼ中央に、新たに広域交流施設となる総合都市プラザが整備されることから、それと連動して当該事業を実施することにより来街者の増加や回遊性の向上が期待できる。 この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(久留米市中心市街地地区)) 【実施時期】 H26～H30	地図番号 1
【事業名】 六ツ門8番街地区第一種市街地再開発事業 【事業内容】 ・地区面積 約1.1ha 商業施設、 公益施設等 【実施時期】 H23～H27	市街地再開発組合	○位置づけ 本事業は、市街地再開発事業により土地の高度利用と都市機能を更新するとともに、隣接する9番街区と一体的に整備を行うものであり、ホール機能やコンベンション機能、商業機能などを併せ持つ久留米シティプラザを整備する事業である。 ○必要性 久留米シティプラザは、県南の中核都市としての求心力を象徴	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) 【実施時期】 H23～H27	2	【事業名】 六ツ門8番街地区第一種市街地再開発事業 【事業内容】 ・地区面積 約1.1ha 商業施設、 公益施設等 【実施時期】 H23～H27	市街地再開発組合	○位置づけ 本事業は、市街地再開発事業により土地の高度利用と都市機能を更新するとともに、隣接する9番街区と一体的に整備を行うものであり、ホール機能やコンベンション機能、商業機能などを併せ持つ総合都市プラザを整備する事業である。 ○必要性 総合都市プラザは、県南の中核都市としての求心力を象徴す	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) 【実施時期】 H23～H27	2

		<p>する核施設として整備を行うことから、来街者の集客と回遊性の強化が期待されるとともに、市民が愛着と誇りを持ち、新たな価値が生れる施設として中心市街地の活性化に大きく寄与する。</p> <p>この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>					<p>る核施設として整備を行うことから、来街者の集客と回遊性の強化が期待されるとともに、市民が愛着と誇りを持ち、新たな価値が生れる施設として中心市街地の活性化に大きく寄与する。</p> <p>この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>			
【事業名】 バリアフリー歩行空間ネットワーク事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 バリアフリー歩行空間ネットワーク事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 新世界地区(第2期工区)優良建築物等整備事業 【事業内容】 延床 10,300㎡ 地上19階 商業店舗施設 住宅 <u>91</u> 戸 【実施時期】 H25～H28	推進協議会	<p>○位置づけ 共同建て替えにより、都市環境及び防災面の改善と六ツ門地区の活性化を目的として、細分化された土地の合理的かつ高度な土地利用を図り、新たな都市空間の創出及び中心市街地活性化促進のための環境整備を行う。</p> <p>○必要性 老朽家屋が密集する当地区の狭小な土地の高度利用化により、市街地の整備改善を図るとともに、居住環境の改善と街なか居住に適した優良な都市型住宅の供給を行う事業である。</p> <p>この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(優良建築物等整備事業) 【実施時期】 H25～H28	4		【事業名】 新世界地区(第2期工区)優良建築物等整備事業 【事業内容】 延床 10,300㎡ 地上19階 商業店舗施設 住宅 <u>92</u> 戸 【実施時期】 H25～H28	推進協議会	<p>○位置づけ 共同建て替えにより、都市環境及び防災面の改善と六ツ門地区の活性化を目的として、細分化された土地の合理的かつ高度な土地利用を図り、新たな都市空間の創出及び中心市街地活性化促進のための環境整備を行う。</p> <p>○必要性 老朽家屋が密集する当地区の狭小な土地の高度利用化により、市街地の整備改善を図るとともに、居住環境の改善と街なか居住に適した優良な都市型住宅の供給を行う事業である。</p> <p>この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(優良建築物等整備事業) 【実施時期】 H25～H28	4
【事業名】 銀座地区優良建築物等整備事業 【事業内容】 延床 7,800㎡ 地上15階 住居 <u>84</u> 戸	推進協議会	<p>○位置づけ 銀座地区は、西鉄久留米駅と六ツ門地区の中心に位置しており、都市軸となる明治通りと中心商店街のアーケードに隣接している地区である。地区の現状は、幹線道路から路地に沿って狭小宅地が密集し、飲食街を形成しているが、公道へ接道していないため、建替えが行われず老朽化が</p>	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(優良建築物等整備事業) 【実施時期】 H25～H28	5		【事業名】 銀座地区優良建築物等整備事業 【事業内容】 延床 7,800㎡ 地上15階 住居 <u>83</u> 戸	推進協議会	<p>○位置づけ 銀座地区は、西鉄久留米駅と六ツ門地区の中心に位置しており、都市軸となる明治通りと中心商店街のアーケードに隣接している地区である。地区の現状は、幹線道路から路地に沿って狭小宅地が密集し、飲食街を形成しているが、公道へ接道していないため、建替えが行われず老朽化が</p>	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(優良建築物等整備事業) 【実施時期】 H25～H28	5

【実施時期】 H25～H28		<p>進んでいる。</p> <p>○必要性 共同建替えにより土地の高度利用化による市街地の整備改善を図るとともに、街なか居住に適した優良な都市型住宅の供給を行う事業である。</p> <p>この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>				【実施時期】 H25～H28		<p>進んでいる。</p> <p>○必要性 共同建替えにより土地の高度利用化による市街地の整備改善を図るとともに、街なか居住に適した優良な都市型住宅の供給を行う事業である。</p> <p>この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>			
【事業名】 観光案内サイン事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 観光案内サイン事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 中心市街地における景観形成 推進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 中心市街地における景観形成 推進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
<p>【事業名】 コミュニティサイクル事業</p> <p>【事業内容】 コミュニティサイクル利用促進のためのサイクルポートの設置など</p> <p>【実施時期】 H26～</p>	久留米市	<p>○位置づけ 来街者や市民が、自転車で楽しみながら快適に効率よく移動できるまちを目指し、「自転車が似合うまちづくり」を推進することにより都市魅力の向上を図る。</p> <p>○必要性 自転車は他の交通手段に比べ、温室効果ガスを排出しないなど環境負担が低く、健康増進につながり、また、自転車による移動の利便性向上により、中心市街地商店街での買い物客の増加や観光客の回遊性の向上等が図られる。</p> <p>この事業は、「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標達成のため必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業と一体の効果促進事業)</p> <p>【実施時期】 H27</p>	図面番号 45		新規追加					
【事業名】 駐車場情報提供システム導入事業	久留米市	<p>○位置づけ 自家用車による中心市街地への来街者に対し、中心部エリアの駐車場情報の提供を行い、安全</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等と一体</p>	図面番号 46		新規追加					

<p>【事業内容】 自動車での来街者に対する中心部エリアの駐車場情報の提供</p> <p>【実施時期】 H26～</p>		<p>快適に駐車場まで移動しやすい環境整備を行う。</p> <p>○必要性 六ツ門地区に整備を行う久留米シティプラザは、県南の中核都市としての求心力を象徴する施設であることから、市内外から自家用車での来街者が予想されており、うろつき車両の抑制など、歩行者が安全に回遊できる環境整備を行う。</p> <p>この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標達成のため必要な事業である。</p>	<p>の効果促進事業)</p> <p>【実施時期】 H26～H27</p>							
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

(2)②略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

(2)②略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 自転車走行空間整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 中心市街地地区都市再生プラン策定事業	久留米市	○位置づけ 中心市街地の整備改善や土地の高度利用等を計画的かつ効率的に整備推進を図るための計画策定を行う。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(優良建築物等整備業と一体の効果促進事業)	図面番号 47
【事業内容】 市街地改善や土地の高度利用等の整備推進を図るための計画策定		○必要性 人口減少社会や超高齢社会などに対応したコンパクトな都市づくりを進めるため、持続可能な都市構造の形成を効果的かつ効率的に進める中長期の計画が必要となっている。	【実施時期】 H26～H27	
【実施時期】 H26～H27		本事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標達成のため必要な事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 自転車走行空間整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
新規追加				

<p>【事業名】 公衆無線 LAN 環境整備事業</p> <p>【事業内容】 来街者が無料で利用できる Wi-Fi 環境の整備</p> <p>【実施時期】 H27～</p>	<p>久留米市</p>	<p>○位置づけ 中心市街地の JR 久留米駅から西鉄久留米駅を結ぶエリアに、無料で手軽にインターネットを利用できる公衆無線 LAN(Wi-Fi)環境整備を行う。</p> <p>○必要性 来街者の利便性向上や様々な情報の受発信を促すため、無料でインターネットを利用できる環境を整備することにより、中心市街地への来街者の増加と回遊性の向上が見込まれる。 この事業は、「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 地域住民生活等緊急支援のための交付金(地方創生先行型)</p> <p>【実施時期】 H27～</p>	<p>図面番号 48</p>
---	-------------	--	--	--------------------

(4)略

5. 都市福祉施設を整備する事業に関する事項

[1]都市福祉施設の整備の必要性

(1)これまでの取り組みと現状分析

本市の中心市街地は、JR 久留米駅と西鉄久留米駅の 2 つの交通拠点を結ぶ都市軸に沿って、金融機関などの業務機関や中心商店街、問屋街、文化街(飲食店街)などが集積し、久留米市庁舎、久留米商工会議所、病院等の都市福祉施設が立地している。また、中心市街地に隣接する周辺には、美術館などの主要文化施設や、陸上競技場などの体育施設が立地している。

第 1 期基本計画では、六ツ門地区において、平成 17 年から空きビルとなっていた「旧六ツ門プラザビル」を暮らし・にぎわい再生事業を活用し、児童センターや市民図書館、市民活動サポートセンターなどの公益施設の導入を図り、商業店舗を中心とした複合ビル「くるめりあ六ツ門」として整備し、都市機能の向上と集約を図ってきた。また、久留米井筒屋跡地の街区を中心に、久留米シティプラザ整備に着手しており、文化芸術振興の拠点機能やコンベンションなどの広域交流促進機能、まちなかの賑わい交流機能、さらには魅力ある商業機能を併せ持った複合施設として、第 2 期基本計画の「都市福祉施設の核」として位置づけている。

市民意識調査の結果では、中心市街地の環境整備として期待されている項目に、空き地や空き店舗の解消に続き、いろいろなイベントが開催できる広場の整備や文化、芸術が身近に楽しめる施設・空間の整備があり、多様なサービスを提供できるよう、さらなる都市福祉施設の充実が求められている。

(2)都市福祉施設の整備の必要性

街なか居住の促進を図り、徒歩圏内で多様なサービスを受けられるコンパクトな街づくりを実現するためには、中心市街地に集約された施設を活用しながら都市機能を充実させ、暮らしやすい環境の整備を進めていく必要がある。

第 1 期基本計画からの継続した事業である、久留米シティプラザの開業に伴う効果は、中心市街地及び周辺地域における来街者の増加や回遊性の向上といった波及効果が期待できる。また、安全安心なまちづくりを進めるための施設、生涯学習や市民活動の場などの都市福祉施設を活用した市民活動により、賑わいのある街づくりを進めていく必要がある。

<p>新規追加</p>					
-------------	--	--	--	--	--

(4)略

5. 都市福祉施設を整備する事業に関する事項

[1]都市福祉施設の整備の必要性

(1)これまでの取り組みと現状分析

本市の中心市街地は、JR 久留米駅と西鉄久留米駅の 2 つの交通拠点を結ぶ都市軸に沿って、金融機関などの業務機関や中心商店街、問屋街、文化街(飲食店街)などが集積し、久留米市庁舎、久留米商工会議所、病院等の都市福祉施設が立地している。また、中心市街地に隣接する周辺には、美術館などの主要文化施設や、陸上競技場などの体育施設が立地している。

第 1 期基本計画では、六ツ門地区において、平成 17 年から空きビルとなっていた「旧六ツ門プラザビル」を暮らし・にぎわい再生事業を活用し、児童センターや市民図書館、市民活動サポートセンターなどの公益施設の導入を図り、商業店舗を中心とした複合ビル「くるめりあ六ツ門」として整備し、都市機能の向上と集約を図ってきた。また、久留米井筒屋跡地の街区を中心に、総合都市プラザ整備に着手しており、文化芸術振興の拠点機能やコンベンションなどの広域交流促進機能、まちなかの賑わい交流機能、さらには魅力ある商業機能を併せ持った複合施設として、第 2 期基本計画の「都市福祉施設の核」として位置づけている。

市民意識調査の結果では、中心市街地の環境整備として期待されている項目に、空き地や空き店舗の解消に続き、いろいろなイベントが開催できる広場の整備や文化、芸術が身近に楽しめる施設・空間の整備があり、多様なサービスを提供できるよう、さらなる都市福祉施設の充実が求められている。

(2)都市福祉施設の整備の必要性

街なか居住の促進を図り、徒歩圏内で多様なサービスを受けられるコンパクトな街づくりを実現するためには、中心市街地に集約された施設を活用しながら都市機能を充実させ、暮らしやすい環境の整備を進めていく必要がある。

第 1 期基本計画からの継続した事業である、総合都市プラザの開業に伴う効果は、中心市街地及び周辺地域における来街者の増加や回遊性の向上といった波及効果が期待できる。また、安全安心なまちづくりを進めるための施設、生涯学習や市民活動の場などの都市福祉施設を活用した市民活動により、賑わいのある街づくりを進めていく必要があ

(3)略

[2]具体的事業の内容

(1)略

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 六ツ門 8 番街地区第一種市街地再開発事業(再掲)</p> <p>【事業内容】 地区面積 約 1.1ha 商業施設、 公益施設等</p> <p>【実施時期】 H23～H27</p>	市街地再開発組合	<p>○位置づけ 本事業は、<u>久留米シティプラザ</u>整備を進めるために、隣接する 9 番街地区と一体的に整備を行うものであり、県南の中核都市としての求心力を象徴する核施設となり、中心市街地の活性化に大きく寄与するものである。</p> <p>○必要性 市街地再開発事業により土地の高度利用と都市機能を更新し、ホール機能やコンベンション機能、商業機能などを併せ持つ<u>久留米シティプラザ</u>を整備することにより、来街者の集客と回遊性の強化による中心市街地全体の活性化を図る。 この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等)</p> <p>【実施時期】 H23～H27</p>	地図番号 2
<p>【事業名】 六ツ門 8・9 番街地区暮らしにぎわい再生事業(<u>久留米シティプラザ事業</u>)</p> <p>【事業内容】 ・整備延面積 約 <u>34,500</u> m² 整備施設 にぎわい交流施設、公益施設、商業施設等</p>	久留米市	<p>○位置づけ 六ツ門地区は、商業・業務・生活支援施設などが集積しており、都心部における市民の交流拠点として再生を図るべき地域である。 そこで当該地区において、<u>久留米シティプラザ</u>を整備することにより、文化芸術振興機能やコンベンション機能を有する都市福利施設の導入や、全天候型の街なか広場等の施設整備を行い来街者の促進を図る。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(暮らしにぎわい再生事業(六ツ門地区))</p> <p>【実施時期】 H23～H27</p>	12

る。

(3)略

[2]具体的事業の内容

(1)略

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 六ツ門 8 番街地区第一種市街地再開発事業(再掲)</p> <p>【事業内容】 地区面積 約 1.1ha 商業施設、 公益施設等</p> <p>【実施時期】 H23～H27</p>	市街地再開発組合	<p>○位置づけ 本事業は、<u>総合都市プラザ</u>整備を進めるために、隣接する 9 番街地区と一体的に整備を行うものであり、県南の中核都市としての求心力を象徴する核施設となり、中心市街地の活性化に大きく寄与するものである。</p> <p>○必要性 市街地再開発事業により土地の高度利用と都市機能を更新し、ホール機能やコンベンション機能、商業機能などを併せ持つ<u>総合都市プラザ</u>を整備することにより、来街者の集客と回遊性の強化による中心市街地全体の活性化を図る。 この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等)</p> <p>【実施時期】 H23～H27</p>	地図番号 2
<p>【事業名】 六ツ門 8・9 番街地区暮らしにぎわい再生事業(<u>(仮称)久留米市総合都市プラザ事業</u>)</p> <p>【事業内容】 ・整備延面積 約 <u>33,700</u> m² 整備施設 にぎわい交流施設、公益施設、商業施設等</p>	久留米市	<p>○位置づけ 六ツ門地区は、商業・業務・生活支援施設などが集積しており、都心部における市民の交流拠点として再生を図るべき地域である。 そこで当該地区において、<u>総合都市プラザ</u>を整備することにより、文化芸術振興機能やコンベンション機能を有する都市福利施設の導入や、全天候型の街なか広場等の施設整備を行い来街者の促進を図る。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(暮らしにぎわい再生事業(六ツ門地区))</p> <p>【実施時期】 H23～H27</p>	12

【実施時期】 H23～H27		○必要性 当該地区の再生は、くるめりあ六ツ門や新世界地区の整備と連帯することにより、六ツ門地区全体の商業の活性化、集客や回遊性の強化、来街者の利便性向上等、大きな成果が見込まれ、中心市街地全体への波及効果が期待されており、ホールや展示室等を有する都市福利施設の整備や市民広場の機能拡充及び、商業機能を導入し、当該地区の賑わいの再生を図る。 この事業は「市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。		
-------------------	--	---	--	--

【実施時期】 H23～H27		○必要性 当該地区の再生は、くるめりあ六ツ門や新世界地区の整備と連帯することにより、六ツ門地区全体の商業の活性化、集客や回遊性の強化、来街者の利便性向上等、大きな成果が見込まれ、中心市街地全体への波及効果が期待されており、ホールや展示室等を有する都市福利施設の整備や市民広場の機能拡充及び、商業機能を導入し、当該地区の賑わいの再生を図る。 この事業は「市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。		
-------------------	--	---	--	--

- (2)②略
- (3)略
- (4)略

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

- [1]略
- [2]具体的事業の内容

- (1)略
- (2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新世界地区（第2期工区） 優良建築物等整備事業（再掲） 【事業内容】 延床 10,300㎡ 地上19階 商業店舗施設 住宅 <u>91</u> 戸	推進協議会	○位置づけ 六ツ門地区の居住環境を改善するため、老朽家屋が密集する新世界地区の高度利用を図り、良質の都市型住宅供給により中心市街地活性化促進のための環境整備を進める。 ○必要性 新世界地区は、幹線道路から路地に沿って複数の狭小宅地が立ち並んでいるが、その多くは公道へ接道していないため、建替えが行われず老朽化が進んでいる。 そのため、共同建替えにより、市街地の整備改善と街なか居住に適した優良な住宅の供給を行うことにより、街なか居住の推進を図る。 この事業は「快適な生活環境のもとで、暮らし	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 【実施時期】 H25～H28	地図番号 4

- (2)②略
- (3)略
- (4)略

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

- [1]略
- [2]具体的事業の内容

- (1)略
- (2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新世界地区（第2期工区） 優良建築物等整備事業（再掲） 【事業内容】 延床 10,300㎡ 地上19階 商業店舗施設 住宅 <u>92</u> 戸	推進協議会	○位置づけ 六ツ門地区の居住環境を改善するため、老朽家屋が密集する新世界地区の高度利用を図り、良質の都市型住宅供給により中心市街地活性化促進のための環境整備を進める。 ○必要性 新世界地区は、幹線道路から路地に沿って複数の狭小宅地が立ち並んでいるが、その多くは公道へ接道していないため、建替えが行われず老朽化が進んでいる。 そのため、共同建替えにより、市街地の整備改善と街なか居住に適した優良な住宅の供給を行うことにより、街なか居住の推進を図る。 この事業は「快適な生活環境のもとで、暮らし	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 【実施時期】 H25～H28	地図番号 4

【実施時期】 H25～H28		やすく住みたい街」という目標を達成するため必要な事業である。		
【事業名】 銀座地区優良建築物等整備事業 (再掲)	推進協議会	○位置づけ 銀座地区は、西鉄久留米駅と六ツ門地区の中心に位置しており、中心商店街のアーケードに一部隣接している。 老朽家屋が密集する銀座地区の高度利用を図り、市街地の整備改善と街なか居住に適した優良な都市型住宅供給を促進し、中心市街地活性化を推進する。 ○必要性 銀座地区は、幹線道路から路地に沿って飲食街を形成しているが、複数の狭小宅地であり、その多くは公道へ接道していないため、建替えが行われず老朽化が進んでいる。 共同建替えにより、市街地の整備改善と街なか居住に適した優良な住宅の供給を行うことにより、街なか居住の推進を図る。 この事業は「快適な生活環境のもとで、暮らしやすく住みたい街」という目標を達成するため必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金 (優良建築物等整備事業)	5
【事業内容】 延床 7,800㎡ 地上15階 住居84戸			【実施時期】 H25～H28	
【実施時期】 H25～H28				

【実施時期】 H25～H28		やすく住みたい街」という目標を達成するため必要な事業である。		
【事業名】 銀座地区優良建築物等整備事業 (再掲)	推進協議会	○位置づけ 銀座地区は、西鉄久留米駅と六ツ門地区の中心に位置しており、中心商店街のアーケードに一部隣接している。 老朽家屋が密集する銀座地区の高度利用を図り、市街地の整備改善と街なか居住に適した優良な都市型住宅供給を促進し、中心市街地活性化を推進する。 ○必要性 銀座地区は、幹線道路から路地に沿って飲食街を形成しているが、複数の狭小宅地であり、その多くは公道へ接道していないため、建替えが行われず老朽化が進んでいる。 共同建替えにより、市街地の整備改善と街なか居住に適した優良な住宅の供給を行うことにより、街なか居住の推進を図る。 この事業は「快適な生活環境のもとで、暮らしやすく住みたい街」という目標を達成するため必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金 (優良建築物等整備事業)	5
【事業内容】 延床 7,800㎡ 地上15階 住居83戸			【実施時期】 H25～H28	
【実施時期】 H25～H28				

(2)②略

(3)略

(4)国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 通東エリア居住環境推進事業	久留米市土地開発公社	○位置づけ 通東エリアの居住環境の改善を図るため、暴力団事務所の撤去跡地に商業施設等を誘致し、中心市街地の活性化と周辺地域の新たな賑わいの創出を図る。 ○必要性 本市は、市民の安全で平穏な生活の確保と社会経済活動の健全な発展に寄与するため暴力団の排除に取り組んでおり、暴力団事務所を撤去し、通東エリアの居住環境の改善を図る。 この事業は「快適な生活環境の		地図番号 49

(2)②略

(3)略

(4)国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
新規追加				

もとで、暮らしやすく住み続けたい街」という目標を達成するため必要な事業である。

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1]商業の活性化の必要性

- (1)略
- (2)商業の活性化の必要性

中心市街地の活性化においては、持続可能なコンパクトなまちづくりを推進するとともに、商業をはじめとする多様なサービスの提供と、様々な都市機能の集積の確保が必要である。

そのためには、B級グルメなど、本市の地域資源等を活用したイベントをはじめとした、多様な主体による市民活動の促進、年間を通したヒト・モノ・コトの交流と情報の発信による賑わいの創出、街なか居住の推進や久留米シティプラザの開業と併せ、商業者が中心となり、多様で魅力ある商品やサービスの提供をエリア一体で取り組むことが必要である。

そこで、これまでの多様な主体による賑わいづくりを継続し、かつ発展するために必要な支援を行ない、また、久留米シティプラザを中心に生まれる新たな賑わいや、相乗効果が発揮できるような中心市街地内のイベントの相互連携・交流、情報発信に努める必要がある。さらには、久留米シティプラザの商業機能と連携しつつ、(株)ハイマート久留米とタウンマネージャーが軸となり、商業者、地権者、行政が一体となって組織力を高め、来街者、居住者のニーズを捉えたサービスの提供、店舗の誘致、新たな担い手や、若手経営者の育成などを図っていく必要がある。

また、これらの取り組みに併せ、交流促進を図る就労の場の創出と雇用の拡大など、全ての世代が安心して心地よく過ごせるコミュニティの役割を持った「人にやさしい商店街」の構築を図るため、必要な環境、空間の創出に努めていく必要がある

- (3)略
- [2]具体的事業の内容

- (1)略
- (2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 六ツ門8番街地区第一種市街地再開発事業 (再掲) 【事業内容】 ・地区面積 約1.1ha 商業施設、 公益施設等	市街地再開発組合	○位置づけ 本事業は、久留米シティプラザ整備を進めるために、隣接する9番街地区と一体的に整備を行うものであり、県南の中核都市としての求心力を象徴する核施設となり、市民が愛着と誇りを持てる施設とし、中心市街地の活性化に大きく寄与するものである。 ○必要性 市街地再開発事業により土地の高度利用と都市機能を更新し、ホール機能やコンベンション機能、商業機能などを併せ持つ久留米	【支援措置】 社会資本整備 総合交付金 (市街地再開発事業等) 【実施時期】 H23～H27	地図番号 2

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1]商業の活性化の必要性

- (1)略
- (2)商業の活性化の必要性

中心市街地の活性化においては、持続可能なコンパクトなまちづくりを推進するとともに、商業をはじめとする多様なサービスの提供と、様々な都市機能の集積の確保が必要である。

そのためには、B級グルメなど、本市の地域資源等を活用したイベントをはじめとした、多様な主体による市民活動の促進、年間を通したヒト・モノ・コトの交流と情報の発信による賑わいの創出、街なか居住の推進や総合都市プラザの開業と併せ、商業者が中心となり、多様で魅力ある商品やサービスの提供をエリア一体で取り組むことが必要である。

そこで、これまでの多様な主体による賑わいづくりを継続し、かつ発展するために必要な支援を行ない、また、総合都市プラザを中心に生まれる新たな賑わいや、相乗効果が発揮できるような中心市街地内のイベントの相互連携・交流、情報発信に努める必要がある。さらには、総合都市プラザの商業機能と連携しつつ、(株)ハイマート久留米とタウンマネージャーが軸となり、商業者、地権者、行政が一体となって組織力を高め、来街者、居住者のニーズを捉えたサービスの提供、店舗の誘致、新たな担い手や、若手経営者の育成などを図っていく必要がある。

また、これらの取り組みに併せ、交流促進を図る就労の場の創出と雇用の拡大など、全ての世代が安心して心地よく過ごせるコミュニティの役割を持った「人にやさしい商店街」の構築を図るため、必要な環境、空間の創出に努めていく必要がある

- (3)略
- [2]具体的事業の内容

- (1)略
- (2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 六ツ門8番街地区第一種市街地再開発事業 (再掲) 【事業内容】 ・地区面積 約1.1ha 商業施設、 公益施設等	市街地再開発組合	○位置づけ 本事業は、総合都市プラザ整備を進めるために、隣接する9番街地区と一体的に整備を行うものであり、県南の中核都市としての求心力を象徴する核施設となり、市民が愛着と誇りを持てる施設とし、中心市街地の活性化に大きく寄与するものである。 ○必要性 市街地再開発事業により土地の高度利用と都市機能を更新し、ホール機能やコンベンション機能、商業機能などを併せ持つ総合都	【支援措置】 社会資本整備 総合交付金 (市街地再開発事業等) 【実施時期】 H23～H27	地図番号 2

【実施時期】 H23～H27		シティブラザを整備することにより、来街者の集客と回遊性の強化による中心市街地全体の活性化を図る。 この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。			【実施時期】 H23～H27		市プラザを整備することにより、来街者の集客と回遊性の強化による中心市街地全体の活性化を図る。 この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。		
【事業名】 久留米市 六ツ門 8・9 番 街地区暮らし・ にぎわい再生 事業(久留米 シティブラザ事 業) (再掲)	久留米市	○位置づけ 六ツ門地区は、商業・業務・生活支援施設などが集積しており、都心部における市民の交流拠点として再生を図るべき地域である。 そこで当該地区において、久留米シティブラザを整備することにより、文化芸術振興機能やコンベンション機能を有する都市福利施設の導入や、全天候型の街なか広場等の施設整備を行い、来街者の促進を図る。 ○必要性 当該地区の再生は、くるめりあ六ツ門や新世界地区の整備と連帯することにより、六ツ門地区全体の商業の活性化、集客や回遊性の強化、来街者の利便性向上等、大きな成果が見込まれ、中心市街地全体への波及効果が期待されており、ホールや展示室等を有する都市福利施設の整備や市民広場の機能拡充及び、商業機能を導入し、当該地区の賑わいの再生を図る。 この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備 総合交付金 (暮らし・にぎ わい再生事業 (六ツ門地 区)) 【実施時期】 H23～H27	12	【事業名】 久留米市 六ツ門 8・9 番 街地区暮らし・ にぎわい再生 事業((仮称) 久留米市総合 都市プラザ事 業) (再掲)	久留米市	○位置づけ 六ツ門地区は、商業・業務・生活支援施設などが集積しており、都心部における市民の交流拠点として再生を図るべき地域である。 そこで当該地区において、総合都市プラザを整備することにより、文化芸術振興機能やコンベンション機能を有する都市福利施設の導入や、全天候型の街なか広場等の施設整備を行い、来街者の促進を図る。 ○必要性 当該地区の再生は、くるめりあ六ツ門や新世界地区の整備と連帯することにより、六ツ門地区全体の商業の活性化、集客や回遊性の強化、来街者の利便性向上等、大きな成果が見込まれ、中心市街地全体への波及効果が期待されており、ホールや展示室等を有する都市福利施設の整備や市民広場の機能拡充及び、商業機能を導入し、当該地区の賑わいの再生を図る。 この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備 総合交付金 (暮らし・にぎ わい再生事業 (六ツ門地 区)) 【実施時期】 H23～H27	12
【事業名】 中心市街地商 店街空き店舗 対策事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 中心市街地商 店街空き店舗 対策事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 タウンモビリ ティ事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 タウンモビリ ティ事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 中心市街地商 業活性化助言 事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 中心市街地商 業活性化助言 事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2)②略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 まちなか地域物産店づくり事業</p> <p>【事業内容】 地場産品などの販売を行う地域物産店の整備</p> <p>【実施時期】 H27～</p>	(株)ハイマート 久留米	<p>○位置づけ 中心市街地の賑わい、来街者への多様なサービスの提供を行うため、ブランド感がある、お土産に適する農産物、加工品、地場産品などを販売する地域物産店の整備、運営を行う。</p> <p>○必要性 久留米シティプラザと連動する多様なサービスの提供を行う施設であり、来街者の促進を図るために必要な事業である。 この事業は「心地よく多様なサービスを受けることができる街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 地域住民生活等緊急支援のための交付金(地方創生先行型)</p> <p>【実施時期】 H27～</p>	図面番号 50
<p>【事業名】 学生まちなか賑わいづくりコンペ事業</p> <p>【事業内容】 学生のアイデア等を活用したまちなかの賑わいづくり</p> <p>【実施時期】 H27～</p>	(株)ハイマート 久留米	<p>○位置づけ 中心市街地の賑わいづくり事業として、まちづくり会社が、学生や中心市街地で活動する市民と連携して行う、学生の企画のコンペティションと企画の実現への支援を行う。</p> <p>○必要性 学生のアイデアを活用する新たな賑わいづくりへの取り組みであり、学生および市民の活動を活発にするとともに、中心市街地の魅力を発信するために必要な事業である。 この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 地域住民生活等緊急支援のための交付金(地方創生先行型)</p> <p>【実施時期】 H27～</p>	図面番号 51
<p>【事業名】 まちなかインキュベーション施設整備・運営事業</p> <p>【事業内容】</p>	久留米市	<p>○位置づけ 中心市街地にインキュベーションオフィスを備えた創業支援施設を整備し、中心市街地での就労の場の確保、創業にチャレンジ</p>	<p>【支援措置】 地域住民生活等緊急支援のための交付金(地方創生先行型)</p>	図面番号 52

(2)②略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
新規追加				
新規追加				
新規追加				

<p>中心市街地での就労の場の確保や創業に関する環境づくり</p> <p>【実施時期】 H27～</p>		<p>しやすい環境づくりを行う。</p> <p>○必要性 久留米シティプラザと連動した、創業を目指す若者などが集まる場所を提供する施設であり、賑わいづくりのために必要な事業である。 この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>	<p>【実施時期】 H27～</p>							
<p>【事業名】 オフィス設置奨励金(久留米市産業振興奨励金事業)</p> <p>【事業内容】 中心市街地へ新たなオフィスを設置する企業への助成</p> <p>【実施時期】 H27～</p>	<p>久留米市</p>	<p>○位置づけ 中心市街地の交流促進や雇用の創出、地域産業の振興を図るため、中心市街地へ新たにオフィスを設置する企業に対し、賃料やシステム設置費用などの一部を助成する。</p> <p>○必要性 雇用の場を創出することにより来街者の増加が大いに期待できるとともに、地域経済の活性化や都市機能の集積を図るために必要な事業である。 この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 地域住民生活等緊急支援のための交付金(地方創生先行型)</p> <p>【実施時期】 H27～</p>	<p>図面番号 53</p>		<p>新規追加</p>				
<p>【事業名】 MICE 誘致推進事業</p> <p>【事業内容】 積極的な MICE 誘致の推進と地域資源を活かした商品造成</p> <p>【実施時期】 H27～</p>	<p>(公財)久留米観光コンベンション国際交流協会</p>	<p>○位置づけ 久留米シティプラザ開業を最大限に活用し、地域に幅広い経済波及効果や社会的効果をもたらす MICE の積極的かつ戦略的な誘致に取り組むとともに、それらの参加者が久留米らしさあふれる魅力を安心して満喫できる商品づくりを行う。</p> <p>○必要性 MICE の誘致は、交流人口を拡大し地域経済の活性化を図るために必要不可欠な取り組みで</p>	<p>【支援措置】 地域住民生活等緊急支援のための交付金(地方創生先行型)</p> <p>【実施時期】 H27～</p>	<p>図面番号 54</p>		<p>新規追加</p>				

		ある。さらに、MICE 参加者をはじめとする市外からの来訪者の消費行動を促す商品の造成、販売は、MICE 開催をより確実に地域経済の活性化に繋げるためには欠かせないものである。 この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。							
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

(4) 国の支援措置がないその他の事業

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 <u>久留米シティプラザ</u> 気運醸成事業 【事業内容】 <u>久留米シティプラザ</u> プレ事業等による <u>気運醸成</u> 【実施時期】 H26～H27	久留米市	○位置づけ <u>久留米シティプラザ</u> は平成 27 年度オープンを目指しており、プレ事業の他、広報等の情報発信事業の実施や、施設に対する市民の認知及び期待感や来場意欲の向上を図る。 ○必要性 建設予定地周辺を中心とした商店街などとも協働したイベントを行い、 <u>久留米シティプラザ</u> の整備によって <u>気運醸成</u> を図り、街なかの賑わいづくりを進めるために必要な事業である。 この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。		地図番号 22
【事業名】 <u>久留米シティプラザ</u> 開館記念等事業 【事業内容】 <u>久留米シティプラザ</u> を活用した賑わいづくり 【実施時期】	久留米市	○位置づけ <u>久留米シティプラザ</u> 開館を契機に、中心商店街と連携協働したイベントなどを行い、街なかの賑わいづくりに取り組む。また、オープンイベント後も継続した日常的イベントを行うことにより、来街者増加や回遊性向上を図る。		23

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 <u>(仮称)久留米市総合都市プラザ</u> 機運醸成事業 【事業内容】 <u>総合都市プラザ</u> プレ事業等による <u>機運醸成</u> 【実施時期】 H26～H27	久留米市	○位置づけ <u>総合都市プラザ</u> は平成 27 年度オープンを目指しており、プレ事業の他、広報等の情報発信事業の実施や、施設に対する市民の認知及び期待感や来場意欲の向上を図る。 ○必要性 建設予定地周辺を中心とした商店街などとも協働したイベントを行い、 <u>総合都市プラザ</u> の整備によって <u>機運醸成</u> を図り、街なかの賑わいづくりを進めるために必要な事業である。 この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。		地図番号 22
【事業名】 <u>(仮称)久留米市総合都市プラザ</u> 開館記念等事業 【事業内容】 <u>総合都市プラザ</u> を活用した賑わいづくり 【実施時期】	久留米市	○位置づけ <u>総合都市プラザ</u> 開館を契機に、中心商店街と連携協働したイベントなどを行い、街なかの賑わいづくりに取り組む。また、オープンイベント後も継続した日常的イベントを行うことにより、来街者増加や回遊性向上を図る。		23

H27～H30		○必要性 <u>久留米シティプラザ</u> の活用による六ツ門地区を含めた中心市街地の活性化や集客・回遊性の強化による賑わいの再生を図るために必要な事業である。 この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。				H27～H30		○必要性 <u>総合都市プラザ</u> の活用による六ツ門地区を含めた中心市街地の活性化や集客・回遊性の強化による賑わいの再生を図るために必要な事業である。 この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。			
【事業名】 散策マップ事業(増刷) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 散策マップ事業(増刷) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 ICカード導入検討事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 ICカード導入検討事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 六ツ門わくわくマルシェ 【事業内容】 マルシェによる賑わいづくり 【実施時期】 H24～H27	六ツ門わくわくマルシェ実行委員会	○位置づけ <u>久留米シティプラザ</u> 整備事業の工事期間中は、来街の減少、にぎわいの喪失等の影響が懸念されることから、新たな魅力・賑わいを創出し、さらには、 <u>久留米シティプラザ</u> 開業後における同施設と連携した魅力・賑わいづくりを実現するために、マルシェを実施する。 ○必要性 井筒屋閉店後、六ツ門地区の賑わいは失われつつあるため、 <u>久留米シティプラザ</u> を契機とした新たなにぎわいづくりを進める必要がある。 この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。	【支援措置】 福岡県補助金、久留米市補助金 【実施時期】 H24～	26		【事業名】 六ツ門わくわくマルシェ 【事業内容】 マルシェによる賑わいづくり 【実施時期】 H24～H27	六ツ門わくわくマルシェ実行委員会	○位置づけ <u>総合都市プラザ</u> 整備事業の工事期間中は、来街の減少、にぎわいの喪失等の影響が懸念されることから、新たな魅力・賑わいを創出し、さらには、 <u>都市プラザ</u> 開業後における同施設と連携した魅力・賑わいづくりを実現するために、マルシェを実施する。 ○必要性 井筒屋閉店後、六ツ門地区の賑わいは失われつつあるため、 <u>総合都市プラザ</u> を契機とした新たなにぎわいづくりを進める必要がある。 この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。	【支援措置】 福岡県補助金、久留米市補助金 【実施時期】 H24～	26	
【事業名】 大学・NPO連携事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 大学・NPO連携事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 中心市街地活性化推進イ	中心商店街、NPO法人等	○位置づけ 中心市街地において中心商	【支援措置】 久留米市補助金	28		【事業名】 中心市街地活性化推進イ	中心商店街、NPO法人等	○位置づけ 中心市街地において中心商店	【支援措置】 久留米市補助	28	

<p>ベント事業</p> <p>【事業内容】 中心商店街等によるイベントの実施</p> <p>【実施時期】 H15～</p>		<p>店街やNPO法人、街づくり会社などが、地域資源等を活用しながら、年間を通したイベントに取り組み、まちなかの賑わい創出、回遊性向上による歩行者通行量の増加に努めることを目的とする。</p> <p>○必要性 中心市街地における空き店舗率の増加、歩行者通行量の減少など、福岡都市圏や郊外への消費の流出は、もはや商業のみでは解決できない状況にある。中心市街地に求められる役割も時代と共に変化しており、各団体が連携し、久留米シティプラザ開業に向けた、まちなかの賑わい創出に取り組む必要がある。 この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>	<p>【実施時期】 H15～</p>		<p>ベント事業</p> <p>【事業内容】 中心商店街等によるイベントの実施</p> <p>【実施時期】 H15～</p>		<p>街やNPO法人、街づくり会社などが、地域資源等を活用しながら、年間を通したイベントに取り組み、まちなかの賑わい創出、回遊性向上による歩行者通行量の増加に努めることを目的とする。</p> <p>○必要性 中心市街地における空き店舗率の増加、歩行者通行量の減少など、福岡都市圏や郊外への消費の流出は、もはや商業のみでは解決できない状況にある。中心市街地に求められる役割も時代と共に変化しており、各団体が連携し、総合都市プラザ開業に向けた、まちなかの賑わい創出に取り組む必要がある。 この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>	<p>金</p> <p>【実施時期】 H15～</p>		
<p>【事業名】 まちなか起業家支援事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>【事業名】 まちなか起業家支援事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>【事業名】 中心市街地活性化協議会マネジメント事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>【事業名】 中心市街地活性化協議会マネジメント事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>【事業名】 くるめ光の祭典事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>【事業名】 くるめ光の祭典事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>【事業名】 B級グルメの聖地(まち)「シティセールスプロモーション」事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>【事業名】 B級グルメの聖地(まち)「シティセールスプロモーション」事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>【事業名】 B級グルメの聖地(まち)くるめ食の八十八カ所 巡礼の旅事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>【事業名】 B級グルメの聖地(まち)くるめ食の八十八カ所 巡礼の旅事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

<p>【事業名】 B級ご当地グルメ市場整備事業</p> <p>【事業内容】地域資源の情報発信拠点整備</p> <p>【実施時期】 H24～</p>	<p>B級ご当地グルメ団体</p>	<p>○位置づけ <u>久留米シティプラザ</u>の開業に合わせ、当施設から生み出される“多様な集客”“観光需要”に対応するために、十数年来、取り組んできたB級ご当地グルメの拠点を整備することにより、情報発信力と集客力の強化を図る。</p> <p>○必要性 久留米の中心市街地が「食のまち」として存在感をハード・ソフト両面で顕わにすることにより、来街客や観光客の回遊性を向上し、“B級グルメの聖地(まち)”としての位置づけと、全国に向けた更なる情報発信を展開していく。 この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>	<p>34</p>		<p>【事業名】 B級ご当地グルメ市場整備事業</p> <p>【事業内容】地域資源の情報発信拠点整備</p> <p>【実施時期】 H24～</p>	<p>B級ご当地グルメ団体</p>	<p>○位置づけ <u>総合都市プラザ</u>の開業に合わせ、当施設から生み出される“多様な集客”“観光需要”に対応するために、十数年来、取り組んできたB級ご当地グルメの拠点を整備することにより、情報発信力と集客力の強化を図る。</p> <p>○必要性 久留米の中心市街地が「食のまち」として存在感をハード・ソフト両面で顕わにすることにより、来街客や観光客の回遊性を向上し、“B級グルメの聖地(まち)”としての位置づけと、全国に向けた更なる情報発信を展開していく。 この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>	<p>34</p>	
<p>【事業名】 “歓交地久留米”ツーリズム事業</p> <p>【事業内容】着地型観光商品の開発・提供</p> <p>【実施時期】 H25～</p>	<p>久留米商工会議所</p>	<p>○位置づけ 九州新幹線や<u>久留米シティプラザ</u>の開業に伴う、コンベンションや視察、観光関連の需要増大などにより、中心市街地への様々な経済効果が期待される。そこで“ツーリズム市場”へ誘導・発展させることを目的に、着地型観光商品やアフターコンベンションなど、付加価値の開発・提供を図る。</p> <p>○必要性 地域資源を結集したツーリズム事業を展開、一見観光から多見観光への展開、“地域ブランド”の情報発信効果(シティプロモーション)を展開することは、中心市街地の魅力向上につながることも、必要な事業である。 この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>	<p>35</p>		<p>【事業名】 “歓交地久留米”ツーリズム事業</p> <p>【事業内容】着地型観光商品の開発・提供</p> <p>【実施時期】 H25～</p>	<p>久留米商工会議所</p>	<p>○位置づけ 九州新幹線や<u>総合都市プラザ</u>の開業に伴う、コンベンションや視察、観光関連の需要増大などにより、中心市街地への様々な経済効果が期待される。そこで“ツーリズム市場”へ誘導・発展させることを目的に、着地型観光商品やアフターコンベンションなど、付加価値の開発・提供を図る。</p> <p>○必要性 地域資源を結集したツーリズム事業を展開、一見観光から多見観光への展開、“地域ブランド”の情報発信効果(シティプロモーション)を展開することは、中心市街地の魅力向上につながることも、必要な事業である。 この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>	<p>35</p>	

		ある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。								
【事業名】 久留米まち旅博覧会事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 久留米まち旅博覧会事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 久留米さくら粋社 文藝復興事業(三しゃのまちルネッサンス事業) 【事業内容】 体験・体感型観光プログラムの構築 【実施時期】 H24～	文化街さくら会	○位置づけ かつて“三しゃのまち”(医者・自転車・芸者)と言われ、本市の資源であった芸妓文化を再認識し、現在のニーズに即した地域文化として復興させることにより、新たな観光資源を創出し、「文化街 見える化事業」と連動した体験・体感型観光プログラムの構築を図る。 ○必要性 久留米シティプラザ来場者・コンベンション参加者を視野に入れたアフターコンベンションの造成など、時間消費型観光への転換を促進する事業であり、九州新幹線開業効果を生かし、他の地域資源とのシナジーを生み出すうえで必要な事業である。 この事業は「心地よく多様なサービスを受けられる街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。		37		【事業名】 久留米さくら粋社 文藝復興事業(三しゃのまちルネッサンス事業) 【事業内容】 体験・体感型観光プログラムの構築 【実施時期】 H24～	文化街さくら会	○位置づけ かつて“三しゃのまち”(医者・自転車・芸者)と言われ、本市の資源であった芸妓文化を再認識し、現在のニーズに即した地域文化として復興させることにより、新たな観光資源を創出し、「文化街 見える化事業」と連動した体験・体感型観光プログラムの構築を図る。 ○必要性 総合都市プラザ来場者・コンベンション参加者を視野に入れたアフターコンベンションの造成など、時間消費型観光への転換を促進する事業であり、九州新幹線開業効果を生かし、他の地域資源とのシナジーを生み出すうえで必要な事業である。 この事業は「心地よく多様なサービスを受けられる街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。		37
【事業名】 文化街 見える化計画事業 【事業内容】 ハード・ソフト両面一体となった事業の実施 【実施時期】 H24～H30	文化街さくら会	○位置づけ 飲食店が集積した同エリアにおいて、「昼夜兼用の賑わいのある街」「安心・安全な市民や来街者が訪れやすい街」への転換を目指し、総合案内所の整備により、情報発信を行っていく。 ○必要性 九州新幹線の開業効果と、久留米シティプラザを活用した地域交流促進・にぎわい創出と連携し、観光面・環境面の両面から文化街地区のポテンシャルを向上させ、中心市街地の求心力を高めるために必要な事業である。		38		【事業名】 文化街 見える化計画事業 【事業内容】 ハード・ソフト両面一体となった事業の実施 【実施時期】 H24～H30	文化街さくら会	○位置づけ 飲食店が集積した同エリアにおいて、「昼夜兼用の賑わいのある街」「安心・安全な市民や来街者が訪れやすい街」への転換を目指し、総合案内所の整備により、情報発信を行っていく。 ○必要性 九州新幹線の開業効果と、総合都市プラザを活用した地域交流促進・にぎわい創出と連携し、観光面・環境面の両面から文化街地区のポテンシャルを向上させ、中心市街地の求心力を高めるために必要な事業である。 この事業は「心地よく多様なサ		38

		この事業は「心地よく多様なサービスを受けることができる街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。					サービスを受けることができる街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。		
【事業名】 商店街経営資源活性化事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 商店街経営資源活性化事業 (略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 西鉄久留米駅東口広場賑わい創出事業(活用多様化・広場環境の整備) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 西鉄久留米駅東口広場賑わい創出事業(活用多様化・広場環境の整備) (略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 西鉄久留米駅東口魅力ある商業の展開事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 西鉄久留米駅東口魅力ある商業の展開事業 (略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 西鉄久留米駅東口安全安心なまちづくり事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 西鉄久留米駅東口安全安心なまちづくり事業 (略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 We Love 久留米協議会の活動の推進 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 We Love 久留米協議会の活動の推進 (略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 <u>中心商店街魅力創出・情報発信事業</u> 【事業内容】 <u>中心商店街の魅力などを紹介するマップの作成</u> 【実施時期】 <u>H27～</u>	(株)ハイマート久留米	<u>○位置づけ</u> <u>久留米シティプラザの開業に併せ、西鉄久留米駅周辺から六ツ門地区周辺までの、まちの魅力や情報を紹介するマップの作成・更新を行う。</u> <u>○必要性</u> <u>市内外からの来街者への、特徴的な商品やサービスなど、中心商店街の魅力を発信することによる、来街の促進、回遊性の向上を図るために必要な事業である。</u> <u>この事業は「心地よく多様なサービスを受けることができる街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</u>	【支援措置】 <u>福岡県補助金・久留米市補助金</u> 【実施時期】 <u>H27～</u>	<u>図面番号</u> <u>55</u>		<u>新規追加</u>			
【事業名】 <u>音楽によるまちづくり推進</u>	久留米市	<u>○位置づけ</u> <u>街なかの各施設を活用した音</u>		<u>図面番号</u> <u>56</u>		<u>新規追加</u>			

<p>事業</p> <p>【事業内容】 街なかの各施設を活用した音楽事業の推進</p> <p>【実施時期】 H26～</p>		<p>楽事業を推進することにより、来街者を増やし、中心市街地の活性化や定住促進等につなげていく。</p> <p>○必要性 音楽の力を利用して人とまちを元気にしていくことを目的に行う事業で、久留米シティプラザの活用や商店街等との連携により、街なかの賑わい創出にも寄与するものである。</p> <p>この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいある街づくり」という目標を達成するために必要な事業である。</p>							
<p>【事業名】 大道芸によるまちづくり推進事業</p> <p>【事業内容】 大道芸を活用した新たな賑わいづくり</p> <p>【実施時期】 H26～</p>	<p>久留米市 中心商店街</p>	<p>○位置づけ 地域の人たちにアートを身近に感じさせ、子どもから大人まで誰もが楽しむことができる大道芸を、商店街や広場、公園などの街なかを舞台に、市、商店街、市民などが一体となって開催し、中心市街地の新たな活力と賑わいを創出する。</p> <p>○必要性 大道芸によるまちづくりを推進することにより、街なかを訪れる人たちへ大道芸が持つ日常を超えた楽しさや醍醐味を提供し、久留米シティプラザと連携した新たな賑わいづくりを進める必要がある。</p> <p>この事業は、「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標達成のため必要な事業である。</p>		<p>図面番号 57</p>	<p>新規追加</p>				

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
 [1]略
 [2]具体的事業の内容
 (1)略

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
 [1]略
 [2] 具体的事業の内容
 (1)略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 シンボルロード整備事業 (再掲)</p> <p>【事業内容】 歩行空間整備、自転車利用環境整備、バス停の高規格化、緑化等</p> <p>【実施時期】 H26～H30</p>	国土交通省、 福岡県、 久留米市	<p>○位置づけ 本市中心市街地に位置する2つの交通拠点である JR 久留米駅と西鉄久留米駅の間は、本市の顔となる約2kmの幹線道路でつながっている。道路沿いには、商業・業務・生活支援施設などが集積しており、この中心市街地の骨格となる都市軸を「くるめシンボルロード」として、安全性・快適性を高める移動空間整備、並びに通りの個性や魅力を向上させるための整備を行う。</p> <p>○必要性 都市軸のほぼ中央に、新たに広域交流施設となる久留米シティプラザが整備されることから、それと連動してバス停の高規格化等の整備を行うことにより、公共交通機関の利便性の向上が期待できる。 この事業は「快適な生活環境のもとで、暮らしやすく住み続けたい街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(久留米市中心市街地地区))</p> <p>【実施時期】 H26～H30</p>	地図番号 1

(2)②略

(3)略

(4)略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

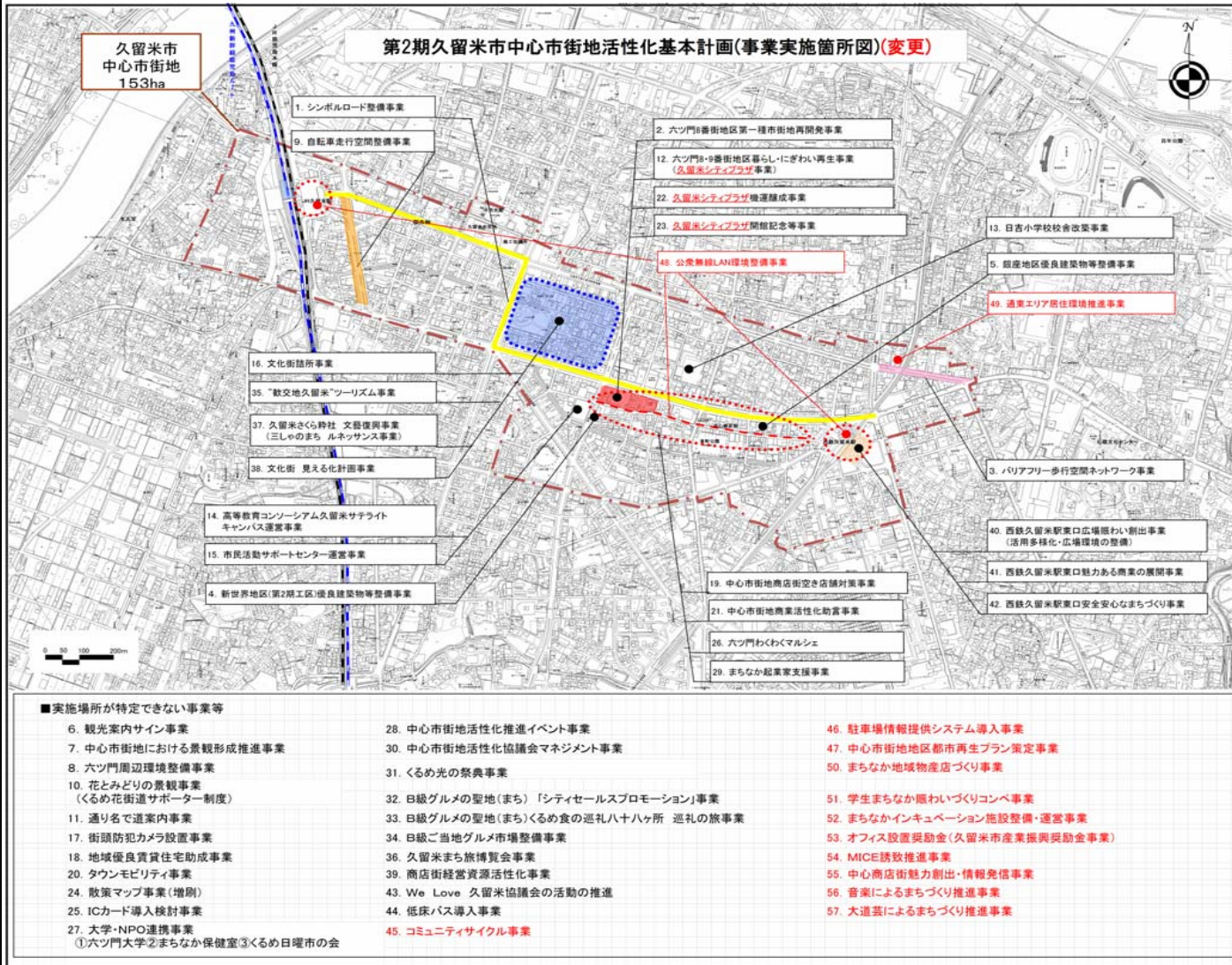
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 シンボルロード整備事業 (再掲)</p> <p>【事業内容】 歩行空間整備、自転車利用環境整備、バス停の高規格化、緑化等</p> <p>【実施時期】 H26～H30</p>	国土交通省、 福岡県、 久留米市	<p>○位置づけ 本市中心市街地に位置する2つの交通拠点である JR 久留米駅と西鉄久留米駅の間は、本市の顔となる約2kmの幹線道路でつながっている。道路沿いには、商業・業務・生活支援施設などが集積しており、この中心市街地の骨格となる都市軸を「くるめシンボルロード」として、安全性・快適性を高める移動空間整備、並びに通りの個性や魅力を向上させるための整備を行う。</p> <p>○必要性 都市軸のほぼ中央に、新たに広域交流施設となる総合都市プラザが整備されることから、それと連動してバス停の高規格化等の整備を行うことにより、公共交通機関の利便性の向上が期待できる。 この事業は「快適な生活環境のもとで、暮らしやすく住み続けたい街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(久留米市中心市街地地区))</p> <p>【実施時期】 H26～H30</p>	地図番号 1

(2)②略

(3)略

(4)略

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1]市町村の推進体制の整備等

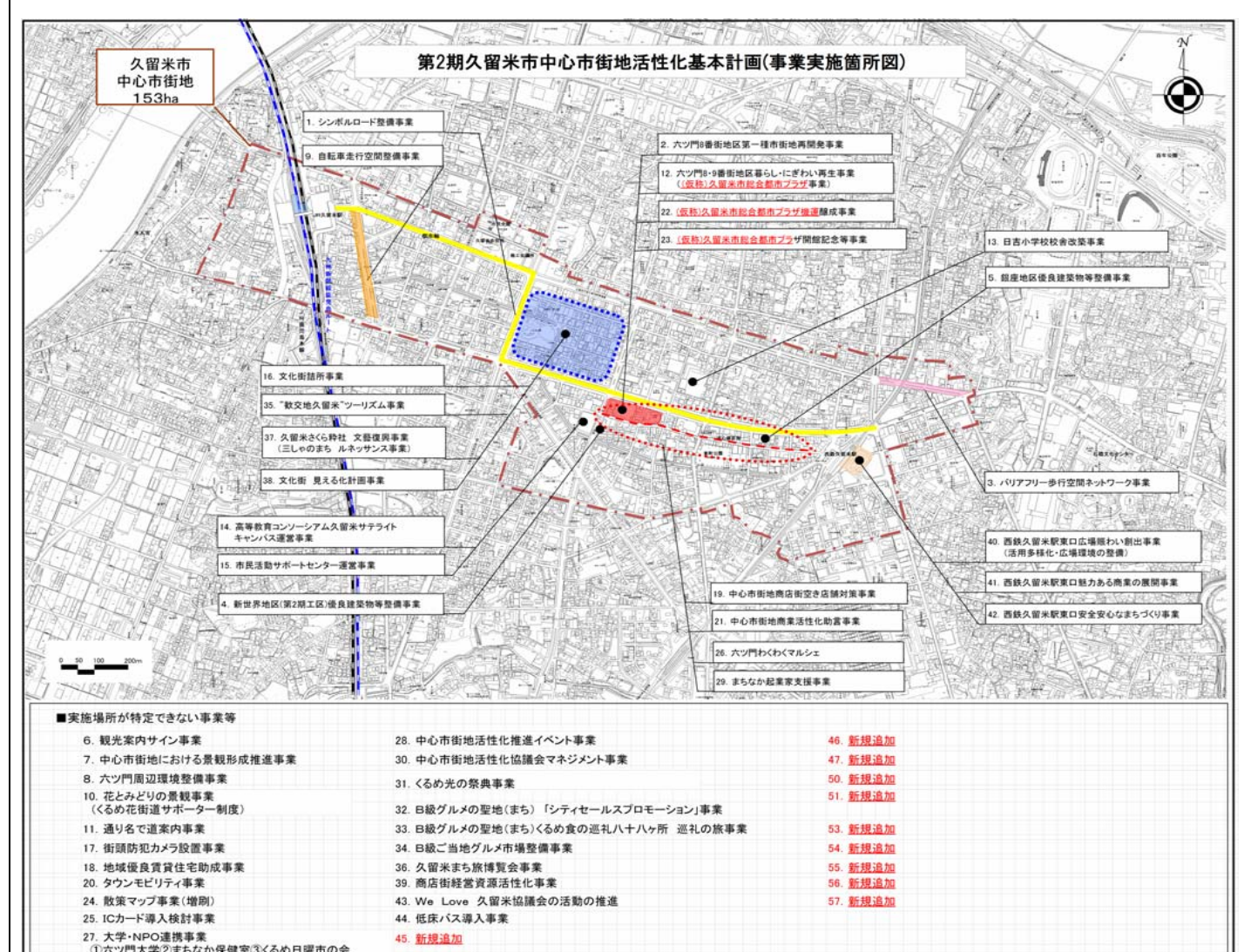
(1)久留米市における推進体制

本市では、中心市街地活性化を担当する組織として「まちなか整備課」を設置している。担当部長1名、主幹1名、課長補佐1名、主査3名、計6名の専任職員を配置している。また、庁内会議や商業関係の協議等の事務局機能は、商工政策課と協力・合同で対応することで、中心市街地活性化に向けた円滑な運営を行っている。

第1期基本計画の策定にあたり、平成18年7月に市長を本部長とする「久留米市街なか再生推進本部(以下「推進本部」という。))を設置し、計画の事業推進やフォローアップ等中心市街地活性化策に関連する協議を継続してきた。第2期基本計画においても、策定からフォローアップをはじめ、関連団体との協議や連携策を推進本部で図ることとする。

また、久留米市街なか再生推進本部設置規程に基づき、庁内に第2期久留米市中心市街地活性化基本計画策定部会を設置し、第1期基本計画の検証や第2期基本計画の基本方針の検討など、策定段階から引き続き、具体的な事業の検討や庁内の横断的な調整を行うこととする。

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1]市町村の推進体制の整備等

(1)久留米市における推進体制

本市では、中心市街地活性化を担当する組織として「まちなか整備課」を設置している。担当部長1名、主幹1名、課長補佐1名、主査3名、計6名の専任職員を配置している。また、庁内会議や商業関係の協議等の事務局機能は、商工政策課と協力・合同で対応することで、中心市街地活性化に向けた円滑な運営を行っている。

第1期基本計画の策定にあたり、平成18年7月に市長を本部長とする「久留米市街なか再生推進本部(以下「推進本部」という。))を設置し、計画の事業推進やフォローアップ等中心市街地活性化策に関連する協議を継続してきた。第2期基本計画においても、策定からフォローアップをはじめ、関連団体との協議や連携策を推進本部で図ることとする。

また、久留米市街なか再生推進本部設置規程に基づき、庁内に第2期久留米市中心市街地活性化基本計画策定部会を設置し、第1期基本計画の検証や第2期基本計画の基本方針の検討など、策定段階から引き続き、具体的な事業の検討や庁内の横断的な調整を行うこととする。

1)久留米市街なか再生推進本部

久留米市街なか再生推進本部名簿

	職 名 等
本部長	市 長
副本部長	副 市 長(2)
本部員	企業管理者、教育長 総合政策部長、総務部長、協働推進部長、男女平等推進担当部長、会計管理者、市民文化部長、総合都市プラザ推進担当部長、健康福祉部長、子ども未来部長、環境部長、農政部長、商工観光労働部長、都市建設部長、教育部長

推進本部の活動状況(第2期基本計画策定に関する取り組み)

	開催日	議 題
第16回	平成24年1月11日	第1期基本計画期間終了後の対応について
第17回	平成24年7月4日	第2期基本計画策定部会設置について
第18回	平成25年2月5日	第2期基本計画の基本方針について
第19回	平成25年5月10日	第1期基本計画フォローアップ報告 第2期基本計画の基本方針について
第20回	平成25年7月2日	第2期基本計画(案)について
第21回	平成25年11月11日	パブコメの結果と基本計画(案)の修正について
第22回	平成25年12月25日	第2期基本計画の策定について
第24回	平成27年4月22日	第2期基本計画の変更について

2)第2期久留米市中心市街地活性化基本計画策定部会

推進本部には、円滑な活動・調整を行うため、関係28課の管理職員で構成する第2期久留米市中心市街地活性化基本計画策定部会を組織し、第1期基本計画の検証や第2期基本計画の策定作業を行い、推進本部に計画案の提案を行った。また、この組織により計画の進捗管理やフォローアップに取り組んでいく。

第2期久留米市中心市街地活性化基本計画策定部会名簿

部 名	課 名
総合政策部	総合政策課、財政課
協働推進部	安全安心推進課、男女平等政策課
市民文化部	資産税課、文化振興課、総合都市プラザ推進室、中央図書館
健康福祉部	地域福祉課、障害者福祉課、長寿支援課、介護保険課、保健所総務医薬課
子ども未来部	子ども育成課
環境部	環境政策課
農政部	農政課
商工観光労働部	商工政策課、観光・国際課
都市建設部	防災対策課、都市デザイン課、まちなか整備課、建築課、建築指導課、住宅政策課、公園緑化推進課、生活道路課、広域道路対策課
教育部	学校教育課

1)久留米市街なか再生推進本部

久留米市街なか再生推進本部名簿

	職 名 等
本部長	市 長
副本部長	副 市 長(2)
本部員	企業管理者、教育長 総合政策部長、総務部長、協働推進部長、男女平等推進担当部長、会計管理者、市民文化部長、総合都市プラザ推進担当部長、健康福祉部長、子ども未来部長、環境部長、農政部長、商工観光労働部長、都市建設部長、教育部長

推進本部の活動状況(第2期基本計画策定に関する取り組み)

	開催日	議 題
第16回	平成24年1月11日	第1期基本計画期間終了後の対応について
第17回	平成24年7月4日	第2期基本計画策定部会設置について
第18回	平成25年2月5日	第2期基本計画の基本方針について
第19回	平成25年5月10日	第1期基本計画フォローアップ報告 第2期基本計画の基本方針について
第20回	平成25年7月2日	第2期基本計画(案)について
第21回	平成25年11月11日	パブコメの結果と基本計画(案)の修正について
第22回	平成25年12月25日	第2期基本計画の策定について
新規追加		

2)第2期久留米市中心市街地活性化基本計画策定部会

推進本部には、円滑な活動・調整を行うため、関係28課の管理職員で構成する第2期久留米市中心市街地活性化基本計画策定部会を組織し、第1期基本計画の検証や第2期基本計画の策定作業を行い、推進本部に計画案の提案を行った。また、この組織により計画の進捗管理やフォローアップに取り組んでいく。

第2期久留米市中心市街地活性化基本計画策定部会名簿

部 名	課 名
総合政策部	総合政策課、財政課
協働推進部	安全安心推進課、男女平等政策課
市民文化部	資産税課、文化振興課、総合都市プラザ推進室、中央図書館
健康福祉部	地域福祉課、障害者福祉課、長寿支援課、介護保険課、保健所総務医薬課
子ども未来部	子ども育成課
環境部	環境政策課
農政部	農政課
商工観光労働部	商工政策課、観光・国際課
都市建設部	防災対策課、都市デザイン課、まちなか整備課、建築課、建築指導課、住宅政策課、公園緑化推進課、生活道路課、広域道路対策課
教育部	学校教育課

第2期久留米市中心市街地活性化基本計画策定部会の活動状況

	開催日	議 題
第1回	平成24年8月31日	第1期基本計画の進捗 第2期基本計画の策定について
第2回	平成24年10月19日	第1期基本計画の取組みの検証 中心市街地の現状調査、市民ニーズの検証 第2期基本計画の方向性について
第3回	平成24年11月19日	第1期基本計画の検証、第2期基本計画の基本方針について
第4回	平成25年6月3日	第2期基本計画(案)について
第5回	平成25年6月17日	第2期基本計画(案)について
第6回	平成25年10月30日	パブコメの結果と基本計画(案)の修正について
第7回	平成25年12月13日	第2期基本計画の策定について
第8回	平成26年5月8日	第2期基本計画の認定について
第9回	平成27年1月16日	第2期基本計画の進捗状況について 第2期基本計画の変更について
第10回	平成27年4月13日	第2期基本計画の定期フォローアップについて 第2期基本計画の変更について

第2期久留米市中心市街地活性化基本計画策定部会の活動状況

	開催日	議 題
第1回	平成24年8月31日	第1期基本計画の進捗 第2期基本計画の策定について
第2回	平成24年10月19日	第1期基本計画の取組みの検証 中心市街地の現状調査、市民ニーズの検証 第2期基本計画の方向性について
第3回	平成24年11月19日	第1期基本計画の検証、第2期基本計画の基本方針について
第4回	平成25年6月3日	第2期基本計画(案)について
第5回	平成25年6月17日	第2期基本計画(案)について
第6回	平成25年10月30日	パブコメの結果と基本計画(案)の修正について
第7回	平成25年12月13日	第2期基本計画の策定について
新規追加		
新規追加		
新規追加		

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

- (1) 略
- (2) 久留米市中心市街地活性化協議会の取り組み

久留米市中心市街地活性化協議会の活動状況(第1期基本計画認定後)

	開催日	議 題
第10回	平成20年6月4日	基本計画認定、タウンマネージャー活動について
第11回	平成21年3月25日	基本計画の追加・変更について
第12回	平成21年7月10日	タウンマネージャー業務計画について
第13回	平成22年1月14日	基本計画のフォローアップ、認定事業の追加・変更、まちなか再生プロジェクト活動報告
第14回	平成22年7月8日	基本計画の追加・変更について
第15回	平成23年1月12日	まちなか再生プロジェクトグランドデザイン策定について
第16回	平成23年7月6日	タウンマネージャー活動報告について
第17回	平成24年1月24日	基本計画の追加・変更について
第18回	平成24年7月19日	現行基本計画終了後の対応、タウンマネージャー活動報告について
第19回	平成25年7月17日	第2期基本計画の策定について 第2期基本計画の民間事業の提案について
第20回	平成25年12月13日	第2期基本計画(案)の意見書について
第21回	平成26年7月28日	第1期基本計画の最終フォローアップについて 第2期基本計画の認定について タウンマネージャー活動報告について
第22回	平成27年5月25日	第2期基本計画のフォローアップについて 第2期基本計画の変更について

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

- (1) 略
- (2) 久留米市中心市街地活性化協議会の取り組み

久留米市中心市街地活性化協議会の活動状況(第1期基本計画認定後)

	開催日	議 題
第10回	平成20年6月4日	基本計画認定、タウンマネージャー活動について
第11回	平成21年3月25日	基本計画の追加・変更について
第12回	平成21年7月10日	タウンマネージャー業務計画について
第13回	平成22年1月14日	基本計画のフォローアップ、認定事業の追加・変更、まちなか再生プロジェクト活動報告
第14回	平成22年7月8日	基本計画の追加・変更について
第15回	平成23年1月12日	まちなか再生プロジェクトグランドデザイン策定について
第16回	平成23年7月6日	タウンマネージャー活動報告について
第17回	平成24年1月24日	基本計画の追加・変更について
第18回	平成24年7月19日	現行基本計画終了後の対応、タウンマネージャー活動報告について
第19回	平成25年7月17日	第2期基本計画の策定について 第2期基本計画の民間事業の提案について
第20回	平成25年12月13日	第2期基本計画(案)の意見書について
新規追加		
新規追加		

- (3)略
- (4)略

[3]基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1)地域ぐるみの取り組み

中心市街地では、商店街やNPOなど多様な主体が活動しており、これらの団体と商工会議所やまちづくり会社、行政が連携して活性化に取り組んでいる。また、[久留米シティプラザ](#)の開館を見据え、市民参画の仕組みづくりを行っている。

- 1)略
- 2)略
- 3)略
- 4)略
- 5)略

6) [久留米シティプラザ](#) サポーター会議

[「久留米シティプラザ](#)を応援し、自分たちにできることをやっていく」という市民の皆さんに呼びかけ、施設開館に向け、市民参画・市民サポートについての具体的な仕組みづくりについて検討を行っている。

(2)略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

- [1]略
- [2]略

[3]都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1)都市機能の適性立地(136 ページ 主要都市施設図 参照)

近世から近代を経た市街地形成の結果として、中心市街地に都市機能が適性立地されている。
JR 久留米駅周辺には、市庁舎や裁判所、法務局などの行政機関が立地し、シビックゾーンを形成している。また、西鉄久留米駅前には、百貨店やスーパー、専門店などが立地し、高度な商業集積ゾーンを形成している。

中心市街地の東部には、石橋文化センターや美術館、中央図書館などの文化施設、陸上競技場や県立体育館、陸上競技場などの体育施設が立地し、スポーツ・カルチャーゾーンを形成しており、中心市街地と連携している。

医療機関では、3 大病院が中心市街地及び近隣地区に立地しており、さらには、大学などの高等教育機関は、郊外部に立地しているものの、公共交通ネットワークを形成しており、中心市街地と連携が図られている。

近年においては、平成6年に消防庁舎と、警察署が中心市街地から地区外へ移転し、平成9年に県総合庁舎が中心市街地外に設置されたのに伴い、県労働福祉事務所や県税事務所、パスポートセンターなどが移転した。平成20年には、中核市移行に伴う市保健所設置に際し、中心市街地外から中心市街地内へ移転を行っている。

今後の都市福利施設の機能集約の計画としては、[久留米シティプラザ](#)の開館後、現在の市民会館の土地利用について、市役所に隣接した立地条件を活かした施設の集約により市民の利便性向上のための活用について検討を行う。

- (2)略
- (3)既存ストックの有効活用
- ①略
- ②有効活用

既存ストックの有効活用としては、再開発ビルの核店舗(ダイエー六ツ門店)が撤退した跡を暮らし・にぎわい再生事業を活用して再生し、食品スーパーをはじめとする商業施設と図書館等の公共公益施設等の複合施設(くるめりあ六ツ門)として再生した。

- (3)略
- (4)略

[3]基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1)地域ぐるみの取り組み

中心市街地では、商店街やNPOなど多様な主体が活動しており、これらの団体と商工会議所やまちづくり会社、行政が連携して活性化に取り組んでいる。また、[総合都市プラザ](#)の開館を見据え、市民参画の仕組みづくりを行っている。

- 1)略
- 2)略
- 3)略
- 4)略
- 5)略

6) [総合都市プラザ](#) サポーター会議

[「総合都市プラザ](#)を応援し、自分たちにできることをやっていく」という市民の皆さんに呼びかけ、施設開館に向け、市民参画・市民サポートについての具体的な仕組みづくりについて検討を行っている。

(2)略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

- [1]略
- [2]略

[3]都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1)都市機能の適性立地(136 ページ 主要都市施設図 参照)

近世から近代を経た市街地形成の結果として、中心市街地に都市機能が適性立地されている。
JR 久留米駅周辺には、市庁舎や裁判所、法務局などの行政機関が立地し、シビックゾーンを形成している。また、西鉄久留米駅前には、百貨店やスーパー、専門店などが立地し、高度な商業集積ゾーンを形成している。

中心市街地の東部には、石橋文化センターや美術館、中央図書館などの文化施設、陸上競技場や県立体育館、陸上競技場などの体育施設が立地し、スポーツ・カルチャーゾーンを形成しており、中心市街地と連携している。

医療機関では、3 大病院が中心市街地及び近隣地区に立地しており、さらには、大学などの高等教育機関は、郊外部に立地しているものの、公共交通ネットワークを形成しており、中心市街地と連携が図られている。

近年においては、平成6年に消防庁舎と、警察署が中心市街地から地区外へ移転し、平成9年に県総合庁舎が中心市街地外に設置されたのに伴い、県労働福祉事務所や県税事務所、パスポートセンターなどが移転した。平成20年には、中核市移行に伴う市保健所設置に際し、中心市街地外から中心市街地内へ移転を行っている。

今後の都市福利施設の機能集約の計画としては、[総合都市プラザ](#)の開館後、現在の市民会館の土地利用について、市役所に隣接した立地条件を活かした施設の集約により市民の利便性向上のための活用について検討を行う。

- (2)略
- (3)既存ストックの有効活用
- ①略
- ②有効活用

既存ストックの有効活用としては、再開発ビルの核店舗(ダイエー六ツ門店)が撤退した跡を暮らし・にぎわい再生事業を活用して再生し、食品スーパーをはじめとする商業施設と図書館等の公共公益施設等の複合施設(くるめりあ六ツ門)として再生した。

また、平成 21 年 2 月の久留米井筒屋の閉店を受け都心部に広大な未利用地が出現したが、当該敷地と、東側の街区にある六角堂広場及び西側隣地にある木造密集地とあわせた場所に、県南の中核都市久留米の求心力を象徴する施設として、久留米シティプラザ整備を行い、ホール機能、コンベンション機能、交流機能などを合わせ持つ施設として中心市街地の活性化を図っていく。

木造密集市街地の土地利用の更新については、積極的に取組んでいく必要があり、新世界地区(第2期工区)や銀座地区の土地の高度利用と都市型住宅の供給を図っていく。

[4]都市機能の集積のための事業等

4. 市街地の整備改善

シンボルロード整備事業

六ツ門 8 番街地区第一種市街地再開発事業

バリアフリー歩行空間ネットワーク事業

新世界地区(第2期工区)優良建築物等整備事業

銀座地区優良建築物等整備事業

観光案内サイン事業

中心市街地における景観形成推進事業

コミュニティサイクル事業

駐車場情報提供システム導入事業

中心市街地地区都市再生プラン策定事業

六ツ門周辺環境整備事業

自転車走行空間整備事業

公衆無線 LAN 環境整備事業

花とみどりの景観事業(くるめ花街道サポーター制度)

通り名で道案内事業

5. 都市福利施設の整備

六ツ門 8 番街地区第一種市街地再開発事業(再掲)

六ツ門 8・9 番街地区暮らし・にぎわい再生事業(久留米シティプラザ事業)(再掲)

日吉小学校校舎改築事業

高等教育コンソーシアム久留米サテライトキャンパス運営事業

市民活動サポートセンター運営事業

文化街詰所事業

街頭防犯カメラ設置事業

6. 街なか居住の促進

新世界地区(第2期工区)優良建築物等整備事業(再掲)

銀座地区優良建築物等整備事業(再掲)

地域優良賃貸住宅助成事業

通東エリア居住環境推進事業

7. 商業の活性化

六ツ門 8 番街地区第一種市街地再開発事業(再掲)

六ツ門 8・9 番街地区暮らし・にぎわい再生事業(久留米シティプラザ事業)(再掲)

中心市街地商店街空き店舗対策事業

タウンモビリティ事業

中心市街地商業活性化助言事業

まちなか地域物産店づくり事業

学生まちなか賑わいづくりコンペ事業

また、平成 21 年 2 月の久留米井筒屋の閉店を受け都心部に広大な未利用地が出現したが、当該敷地と、東側の街区にある六角堂広場及び西側隣地にある木造密集地とあわせた場所に、県南の中核都市久留米の求心力を象徴する施設として、総合都市プラザ整備を行い、ホール機能、コンベンション機能、交流機能などを合わせ持つ施設として中心市街地の活性化を図っていく。

木造密集市街地の土地利用の更新については、積極的に取組んでいく必要があり、新世界地区(第2期工区)や銀座地区の土地の高度利用と都市型住宅の供給を図っていく。

[4]都市機能の集積のための事業等

4. 市街地の整備改善

シンボルロード整備事業

六ツ門 8 番街地区第一種市街地再開発事業

バリアフリー歩行空間ネットワーク事業

新世界地区(第2期工区)優良建築物等整備事業

銀座地区優良建築物等整備事業

観光案内サイン事業

中心市街地における景観形成推進事業

新規追加

新規追加

新規追加

六ツ門周辺環境整備事業

自転車走行空間整備事業

新規追加

花とみどりの景観事業(くるめ花街道サポーター制度)

通り名で道案内事業

5. 都市福利施設の整備

六ツ門 8 番街地区第一種市街地再開発事業(再掲)

六ツ門 8・9 番街地区暮らし・にぎわい再生事業(仮称久留米市総合都市プラザ事業)(再掲)

日吉小学校校舎改築事業

高等教育コンソーシアム久留米サテライトキャンパス運営事業

市民活動サポートセンター運営事業

文化街詰所事業

街頭防犯カメラ設置事業

6. 街なか居住の促進

新世界地区(第2期工区)優良建築物等整備事業(再掲)

銀座地区優良建築物等整備事業(再掲)

地域優良賃貸住宅助成事業

新規追加

7. 商業の活性化

六ツ門 8 番街地区第一種市街地再開発事業(再掲)

六ツ門 8・9 番街地区暮らし・にぎわい再生事業(仮称久留米市総合都市プラザ事業)(再掲)

中心市街地商店街空き店舗対策事業

タウンモビリティ事業

中心市街地商業活性化助言事業

新規追加

新規追加

まちなかインキュベーション施設整備・運営事業
オフィス設置奨励金(久留米市産業振興奨励金事業)

MICE 誘致推進事業

久留米シティプラザ気運醸成事業

久留米シティプラザ開館記念等事業

散策マップ事業(増刷)

ICカード導入検討事業

六ツ門わくわくマルシェ

大学・NPO連携事業 ①六ツ門大学②まちなか保健室③くるめ日曜市の会

中心市街地活性化推進イベント事業

まちなか起業家支援事業

中心市街地活性化協議会マネジメント事業

くるめ光の祭典事業

B級グルメの整地(まち)「シティセールスプロモーション」事業

B級グルメの聖地(まち)くるめ食の八十八カ所 巡礼の旅事業

B級ご当地グルメ市場整備事業

“歓交地久留米”ツーリズム事業

久留米まち旅博覧会事業

久留米さくら粋社 文藝復興事業(三しゃのまちルネッサンス事業)

文化街 見える化計画事業

商店街経営資源活性化事業

西鉄久留米駅東口広場賑わい創出事業(活用多様化・広場環境の整備)

西鉄久留米駅東口魅力ある商業の展開事業

西鉄久留米駅東口安全安心なまちづくり事業

We Love 久留米協議会の活動の推進

中心商店街魅力創出・情報発信事業

音楽によるまちづくり推進事業

大道芸によるまちづくり推進事業

8. 公共交通機関の利便性の増進等

シンボルロード整備事業(再掲)

低床バス導入事業

ICカード導入検討事業(再掲)

新規追加

新規追加

新規追加

(仮称)久留米市総合都市プラザ機運醸成事業

(仮称)久留米市総合都市プラザ開館記念等事業

散策マップ事業(増刷)

ICカード導入検討事業

六ツ門わくわくマルシェ

大学・NPO連携事業 ①六ツ門大学②まちなか保健室③くるめ日曜市の会

中心市街地活性化推進イベント事業

まちなか起業家支援事業

中心市街地活性化協議会マネジメント事業

くるめ光の祭典事業

B級グルメの整地(まち)「シティセールスプロモーション」事業

B級グルメの聖地(まち)くるめ食の八十八カ所 巡礼の旅事業

B級ご当地グルメ市場整備事業

“歓交地久留米”ツーリズム事業

久留米まち旅博覧会事業

久留米さくら粋社 文藝復興事業(三しゃのまちルネッサンス事業)

文化街 見える化計画事業

商店街経営資源活性化事業

西鉄久留米駅東口広場賑わい創出事業(活用多様化・広場環境の整備)

西鉄久留米駅東口魅力ある商業の展開事業

西鉄久留米駅東口安全安心なまちづくり事業

We Love 久留米協議会の活動の推進

新規追加

新規追加

新規追加

8. 公共交通機関の利便性の増進等

シンボルロード整備事業(再掲)

低床バス導入事業

ICカード導入検討事業(再掲)